

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

287
別庫
8

新潟醫科大學一覽

自大正十五年
至大正十六年

始



287
別冊
8

新潟醫科大學一覽

自大正十五年
至大正十六年

新潟醫科大學一覽

自大正十五年
至大正十六年

目次

○沿革略	一
○大學ニ關スル法令	一
大學令	一
大學規程	七
大學特別會計法	七
官立醫科大學官制	三
○學位	三
學位令	三
新潟醫科大學學位規程	元

目次

寄贈本

15. 8. 27
寄贈

287-8

目次

○官立大學長職務規程	三
○官立大學教官ノ職務俸ニ關スル件	三
○名譽教授ノ待遇ニ關スル件	三四
○新潟醫科大學職員	三五
○新潟醫科大學規程	四
第一章 學期及休業	四
第二章 授業學科目	四五
第三章 入學、休學、退學、轉學及除籍	四九
第四章 試問及卒業	五三
第五章 試驗手數料、入學料及授業料	五五
第六章 服 裝	五七
第七章 懲 戒	五七

第八章 外國學生	五七
第九章 專攻生	五八
○新潟醫科大學副手規程	六〇
○新潟醫科大學研究科規程	六〇
○新潟醫科大學附屬醫院規程	六四
看護婦養成科規程	六五
產婆養成科規程	七一
○新潟醫科大學圖書館規程	七七
○新潟醫科大學獎學資金	八〇
○新潟醫科大學學生	八一
○新潟醫科大學研究科學生	八七
○新潟醫科大學專攻生	八八

目次

○新潟醫科大學學生道府縣別人員表……………八

○新潟醫科大學卒業生……………九

附 錄

新潟醫科大學學友會會則……………九〇

舊卒業生元新潟醫科大學附屬醫學專門學校及元新潟醫科大學附屬醫學專門部……………九四

新潟醫科大學平面圖……………

○沿革畧

新潟醫科大學ハ大正十一年三月三十一日勅令第四百十三號ニ依リ同年四月一日開設セラレタル官立醫科大學ニシテ元新潟醫學專門學校ノ組織ヲ變更シテ成レルモノナリ

今其沿革ヲ略叙スレハ明治四十三年三月勅令第六十七號ヲ以テ文部省直轄諸學校官制改正セラレ同年四月一日新潟醫學專門學校ノ設置トナリ次テ七月一日附屬醫院ヲ開始シ一般患者ヲ診療ス而シテ附屬醫院ハ市立新潟病院ノ後身ニシテ後者ハ明治三年地方ノ有志者ニヨリテ始メテ設立セラレタル共立病院ニ濫觴ス

明治六年共立病院廢止セラレ六月假病院ヲ開設シ次テ第一區協立病院ト稱シ醫學生徒ヲ養成ス

同九年縣立病院ト改稱セラレ

同十年三月第一回卒業生二十一名ヲ出タシ 六月竹山屯縣立病院長

○沿革略

ヲ命セラル

同十一年九月聖駕東北御巡幸ニ際シ臨幸ノ榮ヲ辱フシ眼病豫防費トシテ金壹千圓及優等生拾名ニ賞金ヲ下賜セラル

同十二年六月新潟醫學校ト改稱セラレ縣立病院ヲ其附屬病院トナス
同十三年八月山崎元修新潟醫學校長ヲ竹山屯附屬病院長ヲ命セラル
同十六年二月文部省令醫學校通則ニ基キ甲種醫學校ノ組織ニ改メ病院長以下ノ名稱ヲ廢シ新潟醫學校教師ヲ以テ醫員ヲ兼任セシム
四月學校長山崎元修辭任竹山屯學校長心得ヲ命セラレ次テ諸規則ヲ改正シ甲種醫學校トナシ藥學校ヲ併置ス

同十八年四月新潟醫學校附屬產婆教場ヲ附屬產婆學校ト改稱ス
同二十一年勅令ヲ以テ縣立醫學校廢止セラレ新潟區ハ其附屬病院ヲ繼承シ新潟區病院ト改稱ス
四月醫學士長谷川寬治病院長ヲ醫學士池原康造副院長ヲ命セラル

同二十二年市制施行ト共ニ市立新潟病院ト改稱セラル

同二十三年一月院長醫學士長谷川寬治辭職副院長醫學士池原康造院長ヲ命セラル

同四十三年四月新潟醫學專門學校ノ設置ニ際シ醫學士池原康造同校教授ニ任セラレ學校長事務取扱ヲ命セラル而シテ市立新潟病院ハ其土地建物ヲ學校ニ貸與シ器具器械類ヲ讓リ渡シ六月三十日廢院セラレ同時ニ新潟醫學專門學校教授醫學博士富田忠太郎附屬醫院長ニ補セラレ七月一日附屬醫院ヲ開始ス

同四十四年四月新潟醫學專門學校長事務取扱醫學士池原康造學校長兼教授ニ任セラル
同月教授醫學博士富田忠太郎依願免官
五月醫學博士池田廉一郎教授ニ任セラレ附屬醫院長ニ補セラル

大正三年九月教授醫學博士池田廉一郎附屬醫院長ヲ辭シ教授醫學博士澤田敬義附屬醫院長ヲ命セラル
十一月第一回卒業生五拾壹名ヲ

送ル

四

同五年十二月學校長醫學士池原康造死去 教授醫學博士池田廉一郎
學校長事務取扱ヲ命セラル

同六年一月學校長事務取扱醫學博士池田廉一郎學校長兼教授ニ任セ
ラル

同十年四月以降新潟醫學專門學校入學生徒ノ募集ヲ停止ス

同十一年三月官立醫科大學官制ノ公布ト共ニ勅令第四百四十二號ヲ以
テ文部省直轄學校官制改正セラレ同月三十一日限り新潟醫學專門學
校ノ名稱廢止セラル 四月一日新ニ新潟醫科大學開設セラレ附屬醫
院及附屬醫學專門部ヲ之ニ併置シ職員ノ定員ヲ定メ即日醫學博士池
田廉一郎新潟醫科大學長兼教授ニ任セラレ附屬醫學專門部主事ニ補
セラル而シテ元新潟醫學專門學校教授ハ新潟醫科大學教授及附屬醫
學專門部教授ニ任セラレ教授醫學博士澤田敬義附屬醫院長ニ補セラ

ル 同月新潟醫科大學學則ヲ制定シ高等學校高等科理科卒業生ニ入
學ヲ許可シ次テ第二次募集ヲ行ヒ高等學校高等科理科卒業生同文科
卒業生ハ無試験ニテ醫學專門學校卒業生及同三、四年級在學生徒ハ入
學試験ニ依リ補缺入學ヲ許可セラル

同十二年三月大學長醫學博士池田廉一郎歐米出張中教授醫學博士澤
田敬義大學長事務代理及附屬醫學專門部主事代理ヲ命セラル 同月
三十日勅令第九十三號ヲ以テ官立醫科大學官制改正セララル 四月入
學生第二次募集ヲ行ヒ前年ノ如ク補缺入學ヲ許可セラル

同十三年三月教授醫學博士澤田敬義歐米出張中教授醫學博士岩川克
輝附屬醫院長事務代理ヲ命セラル 同月規程第七條中大學豫科修了
者ノ一項ヲ加フ 四月入學生第二次募集ヲ行ヒ前年ノ如ク補缺入學
ヲ許可セラル 四月二十二日勅令第九十四號ヲ以テ新潟醫科大學附
屬醫學專門部ヲ廢止セラル

○沿革略

五

同十四年三月大學長醫學博士池田廉一郎依願免官教授醫學博士澤田
敬義大學長兼教授ニ任セラル 同月教授醫學博士岩川克輝附屬醫院
長ニ補セラル 三月規程第十條但書中四月十五日ヲ四月五日ニ改メ
第廿八條中第七條第三項ヲ第七條第四項ニ改メ第三十條授業料一學
年金七拾五圓ヲ一學年金百圓ニ改メ第四十九條及第五十條削除セラ
ル 四月入學生第二次募集ヲ行ヒ前年ノ如ク補缺入學ヲ許可セラル
六月產婆養成科規則第十二條ノ一給費生ハ卒業後滿六ヶ月間新潟醫
科大學ニ勤務スル義務アルモノトスヲ追加セラル 八月學科日中ニ
學校教練ヲ設ケラル同月陸軍現役將校二名ヲ本學ニ配屬セラル 十
月十六日解剖體壹千體祭法要ヲ執行セラル
同十五年三月二十五日第一回卒業生拾八名ヲ送ル 四月附屬醫院診
察料其ノ他諸料金定率中改正セラル 同月第二次募集ヲ行ヒ選拔試
驗ノ上補缺入學ヲ許可セラル

○大學ニ關スル法令

大學令

(大正七年十二月五日
勅令第三百八十八號)

第一條 大學ハ國家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ竝ニ其ノ
蘊奧ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養
ニ留意スヘキモノトス

第二條 大學ニハ數個ノ學部ヲ置クヲ常例トス 但シ特別ノ必要アル
場合ニ於テハ單ニ一個ノ學部ヲ置クモノヲ以テ一大學トナスコ
トヲ得

學部ハ法學醫學工學文學理學農學經濟學及商學ノ各部トス
特別ノ必要アル場合ニ於テ實質及規模一學部ヲ構成スルニ適スル
トキハ前項ノ學部ヲ分合シテ學部ヲ設クルコトヲ得

第三條 學部ニハ研究科ヲ置クヘシ
數個ノ學部ヲ置キタル大學ニ於テハ研究科間ノ聯絡協調ヲ期スル

爲之ヲ綜合シテ大學院ヲ設クルコトヲ得

第四條 大學ハ帝國大學其ノ他官立ノモノノ外本令ノ規定ニ依リ公立又ハ私立ト爲スコトヲ得

第五條 公立大學ハ特別ノ必要アル場合ニ於テ北海道及府縣ニ限リ之ヲ設立スルコトヲ得

第六條 私立大學ハ財團法人タルコトヲ要ス 但シ特別ノ必要ニ因リ學校經營ノミヲ目的トスル財團法人カ其ノ事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 前條ノ財團法人ハ大學ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少ナクトモ大學ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ生スル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス

基本財産中前項ニ該當スルモノハ現金又ハ國債證券其ノ他文部大臣ノ定ムル有價證券トシ之ヲ供託スヘシ

第八條 公立及私立ノ大學ノ設立廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ 學部ノ設置廢止亦同シ

前項ノ認可ハ文部大臣ニ於テ勅裁ヲ請フヘシ

第九條 學部ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該大學豫科ヲ修了シタル者高等學校高等科ヲ卒リタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等同上ノ學力アリト認めラレタル者トス 入學ノ順位ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 學部ニ三年以上在學シ一定ノ試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ハ學士ト稱スルコトヲ得

前項ノ在學年限ハ醫學ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上トス

第十一條 研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ醫學ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上其ノ他ノ者ニ在リテハ三年以上當該學部ニ在學シ其ノ他相當ノ學力ヲ具ヘタル者ニシテ當該學部ニ於テ適當ト認めタルモ

ノトス

第十二條 大學ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ豫科ヲ置クコトヲ得
大學豫科ニ於テハ高等學校高等科ノ程度ニ依リ高等普通教育ヲ爲
スヘシ

第十三條 大學豫科ノ修業年限ハ三年又ハ二年トス

修學年限三年ノ大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校第四學
年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ
學力アリト認めラレタル者トス

修業年限二年ノ大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校ヲ卒業
シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリ
ト認めラレタルモノトス

第十四條 大學豫科ノ設備編制教員及教科書ニ付テハ高等學校高等
科ニ關スル規程ヲ準用ス

第十五條 大學豫科ノ生徒定數ハ毎年ノ豫科修了者ノ員數カ其ノ年

當該大學ニ收容シ得ル員數ヲ超過セサル程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第十六條 大學及大學豫科ノ學則ハ法令ノ範圍内ニ於テ當該大學之
ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十七條 公立及私立ノ大學ニハ相當員數ノ專任教員ヲ置クヘシ

第十八條 私立大學ノ教員ノ採用ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ公立
大學ノ教員ニシテ官吏ノ待遇ヲ受ケサル者ニ付亦同シ

第十九條 公立及私立ノ大學ハ文部大臣ノ監督ニ屬ス

第二十條 文部大臣ハ公立及私立ノ大學ニ對シ報告ヲ徴シ檢閲ヲ行
ヒ其他監督上必要ナル命令ヲナスコトヲ得

第二十一條 本令ニ依ラサル學校ハ勅定規程ニ別段ノ定アル場合ヲ
除クノ外大學ト稱シ又ハ其ノ名稱ニ大學タルコトヲ示スヘキ文字
ヲ用ウルコトヲ得ス

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ大學ト稱シ又ハ其ノ名稱ニ大學タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウル學校ニハ當分ノ内第二十一條ノ規定ヲ適用セス

大學規程

大正八年三月二十九日
文部省令第十一號 (大正八年十二月改正)
(文部省令第三十九號)

第一條 公立又ハ私立ノ大學ノ設立ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ

左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

- 一 大學ノ名稱
- 二 學部ノ種類及名稱
- 三 大學院及大學豫科ノ設否
- 四 學 則
- 五 位置及校地

六 校舎ノ圖面及建設ノ設計

七 各學部及大學豫科在學者定數

八 各學部專任教員數

九 學部學科又ハ大學豫科開設ノ期日

十 經費及維持ノ方法

前項第五號ニ關シテハ校地ノ地質及面積竝ニ附近ノ情況ヲ記載シタル圖面及飲用水ノ定性分析表ヲ添付スヘシ

第一項各號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二條 公立又ハ私立ノ大學ノ廢止ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由及在學者ノ處分方法ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ學部ノ廢止ニ付亦同シ

第三條 大學ハ其ノ目的及規模ニ應シ教授上及研究上必要ナル設備ヲ爲スヘシ

第四條 學部ノ入學ニ關シ高等學校高等科ヲ卒リタル者ト同等以上ノ學力アリト認ムヘキ者ハ當該大學ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

第五條 高等學校高等科ニ入學スル資格ヲ有スル者ハ大學豫科ノ入學ニ關シ中學校第四學年ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ大學豫科ノ入學ニ關シ中學校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

- 一 專門學校入學者檢定規程ニ依ル試験檢定ニ合格シタル者
- 二 文部大臣ニ於テ一般專門學校ノ入學ニ關シ中學校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者
- 三 文部大臣ニ於テ特種ノ專門學校ノ入學ニ關シ中學校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者

前項第三號ニ該當スル者ノ進入シ得ヘキ大學ノ學部又ハ學科ニ關シテハ大學ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第七條 大學ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學部ニ入學スル資格ヲ有スル者ニ就キ入學ノ順位ヲ定ムルコトヲ得

第八條 同順位ニ在ル學部入學志願者ノ數收容シ得ヘキ人員ニ超過スル場合ニ於テ行フヘキ撰抜ノ方法ニ關シテハ大學ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

第九條 大學令第十八條ノ規定ニ依リ教員ノ採用ニ付文部大臣ノ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ申請書ニ擔任學科目ヲ記載シ本人ノ履歷書及戶籍抄本ヲ添付スヘシ

第十條 大學ハ教育上必要ト認メタルトキハ在學者ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

第十一條 學則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ

- 一 學部及大學豫科ノ學科課程ニ關スル事項
- 二 研究科及大學院ニ關スル事項
- 三 學部ノ在學年限並大學豫科ノ修業年限ニ關スル事項
- 四 學士ノ稱號ニ關スル事項
- 五 試驗並課程修了ノ認定ニ關スル事項
- 六 學年、學期及休業日ニ關スル事項
- 七 入學退學及懲戒ニ關スル事項
- 八 授業料、入學料等ニ關スル事項

第十二條 大學ニ於テハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外左ノ表簿ヲ備フヘシ

- 一 學則及教授時間配當表
- 二 職員ノ名簿及履歷書
- 三 在學者學籍簿及入營延期又ハ徵兵猶豫ニ關スル書類

四 試驗ノ問題及成績表

在學者學籍簿ニハ在學者ノ氏名、族籍、居所、生年月日、入學前ノ學歷、入學轉學退學ノ年月日及試驗合格ノ年月日、徵兵事故、保證人ノ氏名及居所等ヲ記載スヘシ

第十三條 私立ノ大學ニ關シ文部大臣ニ提出スヘキ文書ハ地方長官ヲ經由スヘシ

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大學特別會計法

大正十年三月二十九日 (大正十三年七月二十二日改正) 法律第十一號 (法律第十九號)

第一條 帝國大學ハ各別ニ其ノ他ノ官立大學ハ之ヲ通シテ一ノ特別會計ヲ立テ資金ヲ所有シ政府ノ支出金資金ヨリ生スル收入授業料寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ其ノ一切ノ歳出ニ充テシム

○大學ニ關スル法令

大學規程

大學特別會計法

第二條 前條ノ政府支出金ハ東京帝國大學ニ在リテハ毎年度二百九十八萬參千參拾七圓京都帝國大學ニ在リテハ毎年度百八拾萬五千九百六拾壹圓トシ其ノ他ノ帝國大學及官立大學ニ在リテハ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ之ヲ繰入ルヘシ

東京帝國大學ニ在リテハ前項ノ金額ノ外航空ニ關スル研究ノ費用ニ充ツル爲必要ナル金額ヲ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ繰入ルルコトヲ得

第三條 各帝國大學及官立大學ノ資金ハ政府ヨリ交付シ又ハ他ヨリ寄附シタル動産及不動産竝歲入殘餘ヨリ成ル 但シ官立大學ニ在リテハ第七條ノ施行豫算ノ歲入殘餘ニシテ資金ニ編入シタルモノハ官立大學毎ニ區分シ之ヲ整理スヘシ

第四條 大學ノ歲出ニ充ツル爲必要アルトキハ其ノ資金ヲ支消スルコトヲ得但シ用途指定ニ係ル資金ニ付テハ用途指定者ノ同意ヲ得

ルコトヲ得

第五條 政府ハ毎年各帝國大學及官立大學ノ特別會計ノ歲入歲出豫算ヲ調成シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第六條 大學特別會計ノ豫算中ニハ豫備費ヲ設クヘシ 但東北帝國大學九州帝國大學北海道帝國大學及官立大學ノ特別會計豫算ニ在リテハ此ノ限リニ在ラス

第七條 文部大臣ハ歲入歲出豫算決定ノ後豫備費ヲ除クノ外各大學毎ニ歲入歲出ノ施行豫算ヲ調製シ當該大學ノ總長又ハ學長ヲシテ之ヲ施行セシムヘシ

文部大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項以外ノ者ヲシテ歲入歲出豫算ノ一部ヲ施行セシムルコトヲ得

第八條 大學ニ於テ外國ヨリ直接ニ圖書機械標本又ハ實驗用材料ノ買入ヲ爲ス場合ニハ前金拂ヲ爲スコトヲ得

第九條 寄附金ニシテ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ其ノ條件ニ從ヒ之ヲ使用スヘシ

第十條 獎學ヲ目的トスル寄附金ハ之ヲ當該大學ニ交付シ總長又ハ學長ニ經理ヲ委任スルコトヲ得

第十一條 委任經理ニ係ル會計ノ檢查ハ會計檢查院法第十六條ノ規定ニ依ル

第十二條 官立大學ニ屬スル收入ヲ以テ其ノ歳出ヲ支辨シ別ニ政府支出金ヲ要セサルニ至リタルトキハ當該大學ノ爲ニ特別會計ヲ設クルモノトス

第十三條 大學特別會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 官立大學ノ創設費ハ第一條ノ規定ニ拘ラス一般會計ノ所屬トス

第十五條 官立大學特別會計ノ設置及官立大學ノ創設ニ付一般會計及學校圖書館特別會計ニ關涉シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法ハ大正十年度ヨリ之ヲ施行ス

帝國大學特別會計法及大正七年法律第四號ハ之ヲ廢止ス 但シ大正

九年度分ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

他ノ法律ニ於テ帝國大學特別會計法トアルハ大學特別會計法トス(以下略ス)

官立醫科大學官制

大正十一年三月卅一日
勅令第四百四十三號

(大正十二年三月三十日改正)
勅令第九十三號
(大正十三年四月廿一日改正)
勅令第九十四號
(大正十三年五月廿九日改正)
勅令第三百三十四號
(大正十四年四月一日改正)
勅令第七十九號

第一條 官立醫科大學ハ左ノ如シ

○大學ニ關スル法令 大學特別會計法 官立醫科大學官制 一一一

新潟醫科大學
岡山醫科大學
千葉醫科大學
金澤醫科大學
長崎醫科大學

第二條 官立醫科大學ニ左ノ職員ヲ置ク

大學長
教授
助教授
事務官
學生監
助手
書記

第三條 大學長ハ勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承ケ官立醫科大學一般

ノ事ヲ掌リ所屬職員ヲ統督ス

大學長ハ高等官ノ進退ニ關シテハ文部大臣ニ具狀シ判任官ニ關シテハ之ヲ專行ス

第四條 教授ハ奏任又ハ勅任トス學生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

第五條 助教授ハ奏任トス教授ヲ助ケテ授業及實驗ニ従事ス

第六條 事務官ハ奏任トス大學長ノ命ヲ承ケ庶務會計ヲ掌理ス

第七條 學生監ハ教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス大學長ノ命ヲ承ケ學生ノ監督ニ關スル事ヲ掌ル

第八條 助手ハ判任トス教授又ハ助教授ノ指揮ヲ承ケ學術ニ關スル職務ニ服ス

第九條 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

第十條 大學長ハ必要アル場合ニ於テハ講師ヲ囑託スルコトヲ得

○大學ニ關スル法令 官立醫科大學官制

第十一條 官立醫科大學ニ教授會ヲ置キ教授ヲ以テ之ヲ組織ス

大學長ハ教授會ヲ召集シ其ノ議長ト爲ル

第十二條 教授會ハ左ノ事項ヲ審議ス

一 學科課程ニ關スル事項

二 學生ノ試験ニ關スル事項

三 學位ニ關スル事項

四 文部大臣又ハ大學長ノ諮詢シタル事項

第十三條 大學長ハ必要アリト認ムルトキハ助教授又ハ講師ヲ教授

會ニ列席セシムルコトヲ得

第十四條 官立醫科大學ニ附屬醫院ヲ置ク

附屬醫院ニ左ノ職員ヲ置ク

醫院長

藥局長

藥劑手

看護長

第十五條 醫院長ハ教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス大學長ノ監督ヲ

承ケ醫院ノ事務ヲ掌理ス

第十六條 藥局長ハ奏任トス醫院長ノ監督ヲ承ケ醫院藥局ノ事務ヲ

掌理ス

第十七條 藥劑手ハ判任トス藥局長ノ指揮ヲ承ケ醫院藥局ニ關スル

職務ニ服ス

第十八條 看護長ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ醫院ニ於ケル看護ニ關

スル職務ニ服ス

第十九條 千葉醫科大學金澤醫科大學及長崎醫科大學ニ附屬藥學專

門部ヲ置ク

專門部ニ教授及助教授ヲ置ク

○大學ニ關スル法令 官立醫科大學官制

教授ハ奏任助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

専門部ニ主事ヲ置ク専門部教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス大學長ノ命ヲ承ケ専門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督シ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第二十條 官立醫科大學附屬醫院及附屬醫學專門部ノ專任職員ノ定員ハ別表ニ依ル

第二十一條 官立醫科大學ニ功勞アリ又ハ學術上効績アル者ニハ勅旨ニ依リ名譽教授ノ名稱ヲ與フルコトアルヘシ
別表略ス

附 則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス（以下略ス）

○學位

學位令

大正九年七月五日
勅令第二百號

第一條 學位ハ博士トス

第二條 學位ハ大學ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ授與ス

第三條 博士ノ種類ハ大學ニ於テ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四條 學位ヲ授與セララルヘキ者ハ大學學部研究科ニ於テ二年以上研究ニ從事シ論文ヲ提出シテ學部教員會ノ審査ニ合格シタル者又ハ論文ヲ提出シテ學位ヲ請求シ學部教員會ニ於テ之ト同等以上ノ學力アリト認めタル者トス

第五條 學部教員會ハ前條ノ論文審査ニ付其ノ提出者ニ對シ試問ヲ行フコトヲ得

第六條 大學ニ於テ學位授與ノ認可ヲ申請スルトキハ論文及其ノ審査ノ要旨ヲ添付スヘシ

第七條 學位ヲ授與セラレタル者ハ授與ノ日ヨリ六月内ニ其ノ提出ニ係ル論文ヲ印刷公表スヘシ 但シ學位授與前既ニ印刷公表セラ

○學位 學位令

レタルモノナルトキ又ハ文部大臣ニ於テ其ノ印刷公表ヲ相當ナラ
スト認メタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八條 大學ハ論文ノ審査ニ付手数料ヲ徴收スルコトヲ得

第九條 學部教員會ニ於ケル論文審査ノ手續其ノ他學位ニ關スル規
程ハ大學ニ於テ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十條 學位ヲ有スル者其ノ榮譽ヲ汚辱スル行爲アルトキハ大學ニ
於テ學位ニ關スル規程ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ經テ學位ノ授與ヲ
取消スコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十一年勅令第三百四十四號學位令及博士會規則ハ之ヲ廢止ス

但シ舊令ニ依リ授與シタル學位ハ仍其ノ効力ヲ有ス

本令施行前論文ヲ提出シテ學位ヲ請求シタル者ニ對シテハ舊令ニ依

リ學位ヲ授與ス

舊令ニ依ル學位ヲ有スル者其ノ榮譽ヲ汚辱スル行爲アルトキハ文部
大臣其ノ學位ヲ褫奪ス

新潟醫科大學學位規程

第一條 本學ニ於テ授與スル學位ハ醫學博士トス

第二條 本學研究科ニテ二年以上研究ニ從事シタルモノハ其研究事
項ニ就キ論文ヲ學長ニ提出シ學位ヲ請求スルコトヲ得

前項ニ該當セサル者ニシテ學位ヲ請求セントスル者ハ履歷書ヲ添
へ論文ヲ學長ニ提出スヘシ

第三條 學位請求論文ハ自著一篇(三通)トス 但シ參考トシテ他ノ論
文ヲ附加スルコトヲ得

論文ハ之ヲ返付セス

第四條 第二條第二項ニヨリ學位ヲ請求スル者ハ審査手数料金百圓

ヲ納付スヘシ

既納ノ料金ハ之ヲ返付セス

第五條 提出セラレタル論文ハ學長之ヲ本學教授會ノ審査ニ付ス

第六條 本學教授會ハ審査ニ付セラレタル論文ニ就キ教授中ヨリ二名以上ノ委員ヲ選定シテ之ヲ調査セシム 但必要アリト認めタル時ハ助教授又ハ講師ヲ以テ委員ニ充ツルコトヲ得調査ニ必要アル時ハ論文ノ譯文又ハ標本等ヲ提出セシメ場合ニヨリテハ試問ヲ行フコトアルヘシ

第七條 調査委員ハ一ケ年以内ニ論文ノ要旨ヲ記録シ調査ノ結果ヲ教授會ニ報告スルモノトス 但特別ノ事情アル時ハ教授會ノ議決ニヨリ調査期間ヲ延長スルコトヲ得

第八條 學位授與ノ決定ヲ爲スニハ在職教授ノ三分二以上出席シ無記名投票ニ依リ出席教授三分二以上ノ賛成アルコトヲ要ス

海外旅行中ノ教授ハ前項ノ數ニ算入セス

第九條 本學ヨリ學位ヲ授與セラレタル者ニシテ其榮譽ヲ汚辱スル行爲アリタル時ハ學長ハ教授會ノ議決及文部大臣ノ認可ヲ經テ學位ノ授與ヲ取消シ學位記ヲ還付セシム
教授會ニ於テ前項ノ議決ヲ爲スニハ在職教授ノ三分二以上出席シ其四分三以上ノ同意アルコトヲ要ス
前條第二項ノ規程ハ此場合ニモ準用ス
第十條 學位記ノ様式左ノ如シ

學位記

道府縣

氏

名

右者論文ヲ提出シテ學位ヲ請求シ本學教授會ハ之ヲ授與スヘキ學力アリト認めタリ仍テ大正九年勅令第二百號學位令ニ依リ茲ニ醫學博士ノ學位ヲ授ク

年 月 日

新潟醫科大學 印

第 號

○學位 新潟醫科大學學位規程

○官立大學長職務規程

文部省訓令 大正九年四月二十一日

第一條 高等官ノ除服、出仕、暇願及高等官任地外居住、他官廳其ノ他ノ事業囑託ニ應スルノ願及高等官ヲ内地ニ出張セシムルハ大學長ノ判行ニ任ス

第二條 大學長ハ高等官ニ事務分課ヲ命スルコトヲ得

第三條 大學長事故アルトキハ文部大臣ノ許可ヲ經テ高等官ヲシテ其ノ事務ヲ代理セシムルコトヲ得

第四條 左ノ事項ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケテ後施行スヘシ

第一 學科課程ノ設定及變更ニ關スルコト

第二 規則ノ設定及變更ニ關スルコト

但シ既定規則ノ範圍内ニ於テ其ノ細則ヲ設クルハ此ノ限ニアラス

第三 授業料、試験料其ノ他諸收入金ノ定率ヲ定ムルコト

第四 外國人ヲ雇入レ其ノ契約ヲ定メ若ハ契約期間内ニ雇ヲ止ムルコト

第五 歳入歳出豫算ニ依ルノ外新ニ義務ヲ負擔シ及權利ヲ棄却スルコト

第六 學科課程ニ關係シ又ハ規則ノ設定變更ヲ要スル事項ヲ條件トスル寄附ヲ受クルコト

第七 八日以上臨時休業スルコト

第八 右ノ外例規ナキ重大ノ事件ヲ處理スルコト

○官立大學教官ノ職務俸ニ關スル件

大正十二年八月三十日
勅令第三百九十二號

官立大學ノ教授及助教授ニハ本俸ノ外學科ノ種類職務ノ繁閑ニ從ヒ俸給トシテ職務俸ヲ給スルコトヲ得

○官立大學教官ノ職務俸ニ關スル件

教授ノ職務俸ハ年額二千二百圓以下、助教ノ職務俸ハ年額千四百圓以下トス。但シ職務俸ノ額ハ本俸ト合シテ六千圓ヲ、本俸及年功加俸ト合シテ六千七百圓ヲ超ユルコトヲ得ス。

附 則

本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
大正十一年勅令第四百十五號ハ之ヲ廢止ス

○帝國大學名譽教授、官立大學名譽教授及文部省直轄

諸學校名譽教授ノ待遇ニ關スル件

大正四年八月十日
勅令第五百二十二號

帝國大學名譽教授、官立大學名譽教授及文部省直轄諸學校名譽教授ハ勅任官ヲ以テ待遇ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○新潟醫科大學職員

(大正十五年七月末日現在)

大學長
事務官
學生監

醫學博士 澤田 敬義 新潟
醫學博士 小川 爲造 東京
文學士 中村 隆治 新潟

庶務課 會計課

課 長

事務官 小川 爲造 東京
書記 吉田 松平 新潟
書記 佐藤 幸 新潟
書記 山本 助作 新潟
書記 根布種次郎 新潟

○新潟醫科大學職員

內科學	醫學士 柴田經一郎 京都
病理解剖學	醫學博士 山口正道 長野
解剖學	醫學士 福井謙一 大阪
精神病學	島村司 新潟
皮膚科學	小野塚彌 新潟
泌尿器科學	有山登 東京
醫化學	(在外研究中) 醫學士 田宮知耻 廣島
レントゲン學	(在外研究中) 醫學士 平澤興 新潟
解剖學	醫學士 三林隆吉 石川
產科學	醫學士 森永友泰 東京
婦人科學	醫學士 三浦浩友 德島
眼科學	醫學士 宇賀田為吉 埼玉
衛生學	
細菌學	
醫化學	

皮膚科學	泌尿器科學
醫學博士 大野武司 茨城	
醫學博士 永山武美 北海道	
醫學士 山崎佐千葉	
醫事法制	法學士 山崎佐千葉
配屬將校	
教練	陸軍歩兵大佐 古賀徹治 佐賀
教練	陸軍歩兵大尉 大國三郎 島根

助手	中野理 新潟
解剖學	醫學士 伊藤一山 梨
藥物學	醫學士 濁川加紗太郎 新潟
法醫學	醫學士 高泉正暉 愛媛
病理學	田中修二 新潟
病理學	櫻井虎雄 群馬
醫化學	

○新潟醫科大學職員

生理學
 衛生學
 藥物學
 醫化學
 法醫學
 衛生學
 衛生學
 解剖學
 病理學

細菌學
 細菌學
 細菌學

附屬醫院

藥局長
 醫院長
 助手

廣川 護 新潟
 山田 信保 福井
 永田 彦四郎 滋賀
 古谷 淳 茨城
 飯島 庄右衛門 千葉
 師 剛四郎 宮城
 伊藤 泰一 秋田
 青山 文雄 福井
 佐野 繁 岐阜

醫學士
 醫學博士
 醫學士

教授
 藥學士

岩川 克輝 青森
 眞保 紀一 新潟

內科學
 耳鼻咽喉科學
 皮膚科學
 精神病學
 眼科學
 小兒科學
 內科學
 整形外科學
 產科學
 婦人科學
 外科學
 精神科學
 內科學
 內科學

泌尿器科學

岩城 惠伍 新潟
 廣神 伊藤 群馬
 竹之內 辰四郎 新潟
 益子 成德 茨城
 大塚 憲治 鳥取
 三條 英一 新潟
 岡村 三郎 新潟
 伊藤 遷三 岩手
 渡邊 福明 山梨
 齋藤 巖二 新潟
 安藤 卓也 宮崎
 有賀 淳三郎 長野
 丸山 豐吉 新潟

○新潟醫科大學職員

整形外科學
 內科學
 耳鼻咽喉科學
 皮膚科學
 泌尿器科學
 眼科學
 產科學
 婦人科學
 外科學
 藥劑學

宮崎金吾 新潟
 若林春治 新潟
 中川兼良 新潟
 山田保定 福井
 北澤克郎 長野
 加藤清吾 福島
 植杉守之助 兵庫
 長谷川庄六 新潟
 木下茂吉 岡山
 佐久智廣 長野
 廣瀬保祐 三重
 中田金三 富山
 相蘇相太郎 山形

事務監督

事務官
 書記
 書記
 書記
 書記
 書記

小川爲造 東京
 宮常吉 新潟
 中山武造 新潟
 佐藤佐太郎 新潟
 小川四郎 新潟
 片野甚一郎 新潟

看護長

薄葉西吉 福島
 小林レン 新潟
 伏見ツル 新潟
 三浦ヤヨイ 新潟
 赤澤シヅ 新潟
 佐々木ミツ 新潟
 渡邊ミサヲ 新潟

○新潟醫科大學職員

○新潟醫科大學規程

第一章 學期及休業

第一條 一年ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ九月十日迄

第二學期 九月十一日ヨリ十二月三十一日迄

第三學期 一月一日ヨリ三月三十一日迄

第二條 定期休業日左ノ如シ

春季休業 四月一日ヨリ同七日迄

夏季休業 七月十一日ヨリ同九月十日迄

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日迄

日曜日

新潟醫科大學記念日 五月五日

秋季皇靈祭 秋分日 神嘗祭 十月十七日

天長節祝日 十月三十一日 新嘗祭 十一月廿三日
 紀元節 二月十一日 春季皇靈祭 春分日

第二章 授業學科目

第三條 本學ニ於テ授業スル科目及其時間數左ノ如シ

學科目並ニ一週授業時間配當表

△印ハ組分チ意味ス

學科	學年	學期		
		第一學期	第二學期	第三學期
系統解剖學	一〇	八	六	
組織學	三			
解剖學實習		三時間 宛六回	三時間 宛六回	
組織學實習			三時間 宛三回	
胎生學	二	二		
局所解剖學			二	
生理學	六	六	六	

○新潟醫科大學規程

學期及休業

授業學科目

但入學志願者ノ數收容豫定數ヲ超過シタルトキハ選抜試験ヲ行フ

第七條 前條ノ入學志願者ヲ收容シ尙闕員アル場合ニ限り左ニ記載スル者ノ入學ヲ許可スルコトアルヘシ

- 一 高等學校高等科文科卒業者
- 一 大學豫科修了者

一 醫學專門學校醫學科卒業者ニシテ相當ノ學力アリト認めタル者

一本學ニ於テ試験ヲ行ヒ高等學校高等科ヲ終ヘタル者ト同等以上ノ學力アリト認めタル者

但試験ハ之ヲ高等學校ニ委託スルコトアルヘシ

第八條 本學學生ニシテ退學シタル者再ヒ入學ヲ請フトキハ闕員アル場合ニ限り之ヲ許可スルコトアルヘシ

第九條 帝國大學醫學部及他ノ醫科大學學生ニシテ本學ニ轉學ヲ望ム者ハ闕員アル場合ニ限り許可スルコトアルヘシ

第十條 入學志願者ハ二月十五日迄ニ願書ニ卒業又ハ修學證明書及身體検査證ヲ添ヘ學長ニ願出ツヘシ(願書及身體検査證ノ用紙ハ本學ニ於テ交付ス)

但期限後ト雖尙闕員アル場合ニハ四月五日迄願書ヲ受理スルコトアルヘシ

第十一條 學生疾病ニヨリ二ヶ月以上修學ヲ中止セントスル時ハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘテ願書ヲ呈出シ學長ノ許可ヲ得テ二年以内休學スルコトヲ得

第十二條 學生ニシテ陸海軍兵役ニ服スル者ハ其現役又ハ召集中休學ヲ許可ス

第十三條 前二條ニヨル休學者ニシテ休學期間ト雖ソノ事故止ム時ハ願ニ依リ復學ヲ許可スルコトアルヘシ

第十四條 學生退學セントスル時ハ其旨願出テ學長ノ許可ヲ受クヘシ

第十五條 轉學セント欲スル者ハ其理由ヲ詳記シ學長ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ許可ヲ與ヘタル時ハ除籍ス

第十六條 在學八年ニ及ヒテ猶卒業セサル者ハ除籍ス

但休學期間ハ之ヲ算入セス

第十七條 前條ノ期間内ト雖疾病其他ノ事故ニヨリ成業ノ見込ナシト認メタル時ハ退學ヲ命スルコトアルヘシ

第四章 試問及卒業

第十八條 大學令第十條ニヨル試験ハ學生ノ申請ニ依リ次ノ學科ニ就テ之ヲ施行ス

解剖學（組織學ヲ含ム）

生理學

醫化學

藥物學

細菌學

病理學

內科學

外科學

產科婦人科學

眼科學

精神病學

小兒科學

皮膚科泌尿器科學

耳鼻咽喉科學

○新潟醫科大學規程 試問及卒業

衛生學
法醫學

五四

第十九條 各科目ニツキ規定ノ期間聽講シ且ツ實習ヲ修了シタル者ニアラサレハ試験ヲ申請スルコトヲ得ス

第二十條 解剖學、組織學ヲ含ム生理學、醫化學、藥物學、細菌學及病理學ノ試験ニ合格シタル者ニアラサレハ爾餘ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二十一條 試験期日ハ二週間前ニ之ヲ揭示ス

第二十二條 受験ノ申請ハ試験期日ノ揭示後一週間以内トス

第二十三條 試験ハ其學科擔當ノ教員之ヲ施行ス

擔當教員事故アル時ハ他ノ教員之ヲ施行スルコトアルヘシ

第二十四條 試験ノ成績ハ合格及不合格ノ二トス

第二十五條 或學科ノ試験ニ於テ不合格ノ成績ヲ得タル者ハ同一學

期ニ於テ再ヒ受験スルコトヲ得ス

第二十六條 四年以上在學シ規定ノ全受験科目ニ合格シタル者ヲ卒業業者トシ之ニ卒業證書ヲ授與ス

第二十七條 本學卒業業者ハ醫學士ト稱スルコトヲ得

第五章 試験手数料、入學料及授業料

第二十八條 第六條但書、第七條第四項ニ依リ試験ヲ受クル者ハ試験手数料トシテ豫メ金拾圓ヲ納付スヘシ

第二十九條 入學ヲ許可セラレタル者ハ入學料トシテ金拾圓ヲ納付スヘシ

第八條ニヨリ再ヒ入學ヲ許可セラレタル者及第九條ニヨリ轉學ヲ許可セラレタル者ハ前項ニ準ス

第三十條 學生ノ授業料ハ一學年金百圓トシ一學期毎ニ之ヲ徵收ス但大正十三年以前ノ入學者ハ舊規定ニ依ル

○新潟醫科大學規程 試験手数料、入學料及授業料

五五

第一學期 金參拾五圓

第二學期 金參拾五圓

第三學期 金參拾圓

納付期日ハ別ニ之ヲ定ム

授業料納付期日後ニ入學シタル者ハ入學許可ノ日ヨリ十日以内ニ納付スヘシ

第三十一條 轉學シ、退學シ、除籍セラレ又ハ退學ヲ命セラレタル者ニハ其期ノ授業料ヲ徵收ス

停學ニ處セラレタル者ニハ停學中ト雖授業料ヲ徵收ス

第三十二條 一期ヲ通シテ休學ヲ許可セラレタル者ニハ其期ノ授業料ヲ徵收セス

但休學者ニシテ中途復學シタル時ハ其學期ヨリ之ヲ徵收ス

第三十三條 既納ノ料金ハ如何ナル理由アルモ之ヲ返付セス

第三十四條 授業料納付ノ義務ヲ怠リタルトキハ講義實習ニ出席シ

及圖書ヲ閱覽スルコトヲ禁止シ其情狀重キモノハ之ヲ除籍ス

第六章 服裝

第三十五條 學生ハ本學所定ノ制服及制帽ヲ着用スヘシ

第七章 懲戒

第三十六條 學生ニシテ其本分ニ悖リタル行爲アリタル時ハ之ヲ懲

戒ニ處ス

懲戒ハ左ノ如シ

戒 飭

停 學

放 學

第八章 外國學生

第三十七條 外國人ニシテ本學ニ入學セントスル者アルトキハ明治

○新潟醫科大學規程

服裝

懲戒

外國學生

三十四年文部省令第十五號ノ定ムル所ニヨリ之ヲ許可ス

第三十八條 外國學生ニシテ本學所定ノ試問ニ合格シタル者ニハ本人ノ願ニ依リ學力ヲ檢定シ高等學校高等科卒業ト同等以上ト認めタルトキハ卒業證書ヲ授與スルコトヲ得

第三十九條 外國學生ニシテ高等學校高等科卒業程度ノ試験ニ合格シタル者ハ普通學生トシテ入學ヲ許可ス

第四十條 外國學生ニハ本學學生ニ關スル規程ヲ準用ス

第九章 專攻生

第四十一條 本學授業擔當者ノ指導ヲ受ケ特ニ専門學科ニツキ研究セントスル者ハ專攻生トシテ入學ヲ許可ス

第四十二條 專攻生タラント欲スル者ハ願書ニ履歷書及卒業證書寫ヲ添ヘ指導者ヲ經テ願出ツヘシ

第四十三條 專攻生タルコトヲ得ル者ハ左記ノ一ニ該當スルコトヲ

要ス

一 大學卒業者

一 醫學専門學校卒業者

一 授業擔當者ニ於テ適當ノ學力アリト認めタル者

第四十四條 研究費ハ教室ノ設備ニ附帶スルモノノ外總テ專攻生ノ負擔トス

但時宜ニヨリテハ特ニ研究材料ヲ給與スルコトアルヘシ

第四十五條 專攻期間ハ二ケ年以内トス

但時宜ニヨリテハ延期ヲ許可スルコトアルヘシ

第四十六條 專攻生ニハ願ニヨリ證明書ヲ附與ス

第四十七條 專攻生タルコトヲ許可セラレタル者ハ金拾圓ヲ納付スヘシ

附 則

○新潟醫科大學規程 專攻生

第四十八條 本規定ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

六〇

○新潟醫科大學副手規程

- 第一條 新潟醫科大學ニ副手ヲ置ク無給トス
但時宜ニ依リテハ有給ト爲スコトアルヘシ
- 第二條 副手ハ研究科學生、學士若クハ學士ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ニ限リ學長之ヲ囑託ス
- 第三條 副手ハ教授及助教ノ指揮ヲ受ケ學術又ハ診療ニ關スル職務ニ服ス

附 則

本規定ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○新潟醫科大學研究科規程

第一條 本學卒業生ニシテ研究科ニ入ラント欲スル者ハ其研究事項

ヲ具シ學長ニ願出ツヘシ學長ハ教授會ノ議ヲ經テ之ヲ許可ス

第二條 本學卒業生ニアラサル者ニシテ研究科ニ入ラント欲スル者ハ學業履歷書ヲ添ヘテ願出ツヘシ學長ハ教授會ノ議ヲ經テ之ヲ許可ス

但時宜ニヨリテハ其學力ヲ檢定スルコトアルヘシ檢定ヲ受クル者ハ入學檢定料金貳拾圓ヲ前納スヘシ既納ノ料金ハ如何ナル事由アルモ之ヲ返付セス

第三條 研究科學生ノ指導ハ學生ノ希望ヲ斟酌シ教授會ノ議ヲ經テ學長ノ選定シタル教員之ヲ擔當ス

第四條 研究科學生ノ在學期間ハ二ケ年トス
研究ノ必要ニヨリ引續キ在學セント欲スル者ハ當該教員ヲ經テ學長ニ願出ツヘシ學長ハ教授會ノ議ヲ經テ一年毎ニ之ヲ許可ス

第五條 研究科學生在學中ハ學長ノ許可ヲ得ルニアラサレハ他ノ業

務ニ從事スルコトヲ得ス

第六條 研究科學生ハ指導教員及擔當教員ノ承認ヲ得テ本學ノ講義
實習及實驗等ニ出席スルコトヲ得

第七條 研究科學生ハ研究料トシテ一ケ年毎ニ金五拾圓ヲ前納スヘ
シ

研究科學生ニシテ兵役ニ服スル者ニハソノ服務中研究料ヲ免除ス
但既納ノ料金ハ之ヲ還付セス

第八條 研究科學生ニシテ學術研究旅行ヲ要スル時ハ教授會ノ議ヲ
經テ旅費日當ヲ補給スルコトアルヘシ

第九條 研究科學生ハ在學滿期ニ至ルトキ其研究成績ヲ指導教員ヲ
經テ學長ニ報告スヘシ

第十條 研究科學生ニシテ學位ヲ得ント欲スル者ハ在學二年以上ヲ
經タル後其研究事項ニ就キ論文ヲ學長ニ提出スヘシ

學位ヲ請求セサルモ相當ノ研究ヲ爲シタリト認ムル者ニハ學長ハ
證明書ヲ附與スルコトアルヘシ

第十一條 研究科學生ニシテ教授會ニ於テ研究ノ實ナシト認めラレ
タルトキハ學長之ニ退學ヲ命ス

第十二條 研究科學生ハ本規程ノ外總テ本學ノ學則ヲ遵守スヘシ

第十三條 研究科學生中學力優秀志操堅實ナル者ハ特選給費學生ト
ナシ學資ヲ給與スルコトアルヘシ

特選給費學生ハ教授會ノ議ヲ經テ學長之ヲ命ス

第十四條 特選給費學生ノ學資ハ一人月額金七拾五圓以內トシ二年
間之ヲ給ス
但必要アル時ハ教授會ノ議ヲ經テ更ニ期限ヲ定メ之ヲ繼續スル
コトヲ得

特選給費學生ニハ研究料ヲ徴收セス

第十五條 特選給費學生ニシテ其地位ニ在ルニ適セサルニ至リタルトキハ教授會ノ議ヲ經テ學長之ヲ免ス

附 則

本規程ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○新潟醫科大學附屬醫院規程

第一條 附屬醫院ハ醫學ノ教授及研究ノ目的ヲ以テ患者ノ診療ヲ爲ス所トス

第二條 患者ヲ分チテ入院患者及外來患者ノ二種トス

第三條 入院患者ハ官費及私費トス

但私費ヲ以テ治療ヲ受ケント欲スル者モ其病症ニヨリテハ之ヲ許可セサルコトアルヘシ

第四條 外來患者ノ費用ハ患者ノ自辨トス

但病症ニヨリ治療上一切ノ費用ヲ徴收セサルコトアルヘシ

第五條 本規程施行ニ關スル細目ハ學長之ヲ定ム

附 則

本規程ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

看護婦養成科規則

第一條 新潟醫科大學附屬醫院ニ看護婦養成科ヲ置ク

第二條 看護婦養成科ハ一般患者ヲ看護スルノ方法ヲ授クルヲ以テ目的トス

第三條 生徒養成ノ期間ハ三ケ年トシ之ヲ前後ノ二學期ニ分チ前學期ニハ主トシテ學科ヲ授ケ兼テ實習ヲ課シ後學期ニハ實習ニ就カシム

第四條 講習學科目左ノ如シ

一 修身 看護婦心得

- 一 解剖學及生理學一般
- 一 衛生學一般
- 一 各種看護法及傳染病豫防法大意
- 一 消毒法
- 一 治療及手術介補
- 一 繃帶機械學
- 一 救急處置

第五條 生徒實習中ハ附屬醫院看護婦規則ニ從ハシム

第六條 生徒ノ募集期日ハ其都度廣告ス

第七條 入學志願者ハ品行方正身體健全年齡十五年以上三十年以下ノ獨身者ニシテ家事ニ係累ナキ者ニ限ル

第八條 入學志願者ニハ體格檢査ヲ行ヒ左ノ科目ニ就キ高等小學校卒業程度ニ依リ試験ヲ施行シ合格シタルモノヲ入學セシム

- 一 讀方
- 二 綴方
- 三 算術
- 四 書取

第九條 入學志願者ハ左ノ書式ニ依リ願書ヲ差出スヘシ

入學願書

私儀看護婦養成科へ入學致度履歷書並ニ戶籍謄本(抄本)相添此段相願候也

本籍

現住所族籍戶主又ハ何誰何女姉妹

何某

某

印

年月日

前書ノ者品行方正ニシテ配偶者ナク且ツ家事ニ係累ナキ者ニ相違無之仍テ保證候也

本籍
族籍職業

○看護婦養成科規程

年 月 日 現住所
 新潟醫科大學附屬醫院長 何 某殿 何 某 ⑩

履 歷 書

學 業

何 某
 年 月 日 生

- 一 何年何月何日何學校ニ入り何年何月何日卒業
 (卒業證書寫別紙ノ通)
 - 一 何年何月ヨリ何某ニ就キ何學修業等
 - 業 務
 - 一 何年何月何日何業ニ就キ月俸又ハ月給何程
 - 一 何年何月何日何々ノ事故ヲ以テ依願免職等
 - 賞 罰
 - 一 何年何月何々ノ廉ヲ以テ授賞又ハ受罰等
- 右之通相違無之候也

年 月 日 右 何 某 ⑩

第十條 入學ヲ許可セラレタル者ハ左ノ書式ニ依リ契約書ヲ差出ス
 ヘシ
 但保證人中一名ハ新潟市内ニ住居スル丁年以上ノ戸主タルヲ要
 ス

誓 約 書

⑩
 參 入 紙 收 印

某 儀

(用紙美濃紙)

今般看護婦養成科へ入學差許サレ候ニ就テハ諸規則ヲ堅ク相守ルヘキハ勿
 論在學中某一身上ニ生シタル事件ハ保證人兩名ニ於テ一切所辨可致且ツ萬
 一在學中ノ學費辨償ヲ命セラル、場合ニハ左記ノ者連帶ヲ以テ其義務ヲ果
 スヘク茲ニ誓約候也

本 籍
 現住所族籍戸主又ハ何某姉妹

年 月 日

七〇

本籍	何	某	印
現住所族籍職業			
保證人	何	某	印
新潟市何町何通何番町何番地			
族籍職業			
保證人	何	某	印
新潟醫科大學附屬醫院長	何	某	殿

- 第十一條 生徒ニハ食料及月手當ヲ給シ制服寢具ヲ貸付シ本院看護婦寄宿舍内ニ宿泊セシム
- 第十二條 生徒ハ在學中附屬醫院ノ諸規則ヲ遵守スヘシ
- 第十三條 試問(學說及實地)ニ合格セル者ニハ卒業證書ヲ授與ス
- 第十四條 生徒ハ卒業後滿一ケ年間新潟醫科大學ニ勤務スルノ義務アルモノトス

- 第十五條 生徒ニシテ成業ノ目途ナキモノ及ヒ不都合ノ行爲アリタルトキハ退學ヲ命ス
- 第十六條 在學中及義務年限中中途退學又ハ義務ノ免除ヲ願出ル者アルモ疾病其ノ他特別ノ事情アリト認メタルモノニアラサレハ許可セス若シ是ヲ許可シタル場合ニ於テモ其情狀ニ依リ在學中支給シタル學資ノ全部又ハ其幾分ヲ一時ニ返納セシム

產婆養成科規則

- 第一條 新潟醫科大學附屬醫院ニ產婆養成科ヲ置ク
- 第二條 修業年限ハ三箇年トシ之ヲ前後ノ二學期ニ分チ前學期ニハ主トシテ學科ヲ授ケ兼テ實習ヲ課シ後學期ニハ專ラ實習ニ就カシム

- 第三條 授業科目左ノ如シ
- 一 修身

- 一 解剖學及生理學一般
 - 一 衛生學一般及消毒法
 - 一 正規妊娠分娩及其取扱法
 - 一 正規產褥及其取扱法
 - 一 初生兒取扱法及看護法
 - 一 模型演習
 - 一 一般看護法
 - 一 救急療法及實習
 - 一 產婆心得
 - 一 異常妊娠分娩產褥及其取扱法
- 第四條 生徒實習中ハ附屬醫院看護婦規則ニ從ハシム
- 第五條 生徒ノ募集期日ハ其ノ都度廣告ス
- 第六條 入學志願者ハ品行方正身體健全年齡十六年以上ノ女子ニシ

テ家事ニ係累ナキ者ニ限ル

第七條 入學志願者ニハ體格検査ヲ行ヒ左ノ科目ニ就キ高等小學校卒業程度ニ依リ試験ヲ施行シ合格シタルモノヲ入學セシム

- 一 讀方
- 二 綴方
- 三 算術
- 四 書取

第八條 入學志願者ハ左ノ書式ニ依リ願書ヲ差出スヘシ

入學願書

私儀產婆養成科へ入學致度履歷書竝ニ戶籍謄本(抄本)相添此段相願候也

本籍

族籍、戶主又ハ何某何女姉妹

前書ノ者品行方正ニシテ家事ニ係累ナキ者ニ相違無之仍テ保證候也

年 月 日

氏 名 ①

現住所

本 籍

族籍職業

現住所

保 證 人 氏 名 ①

新潟醫科大學附屬醫院長 何 某殿

第九條 入學ヲ許可セラレタル者ハ左ノ書式ニ依リ誓約書ヲ差出スヘシ 但保證人中一名ハ新潟市ニ住居スル丁年以上ノ戸主タルヲ要ス

(用紙美濃紙)

誓 約 書

① 參 入 紙 收 入 印

某 儀

今般產婆養成科へ入學差許サレ候ニ就テハ諸規則ヲ堅ク相守ルヘキハ勿論在學中某一身ニ生シタル事件ハ保證人兩名ニ於テ一切所辨可致且ツ萬一在學中ノ學資辨償ヲ命セラル、場合ニハ左ノ記名ノ者連帶ヲ以テ其義務ヲ果スヘク茲ニ誓約候也

本 籍 族籍、戸主又ハ何某何女姉妹 現住所

本 人 氏 名 ①

本 籍 族籍職業 現住所

保 證 人 氏 名 ①

新潟市何町通何番町何番地
 族籍職業
 保證人 氏 名 印
 新潟醫科大學附屬醫院長 何 某殿

第十條 生徒ヲ分チテ給與生及自費生トス

自費生ハ總テ通學トシ學科講習中毎月五日迄ニ授業料金壹圓ヲ前納スヘシ

給費生ニハ食料ヲ給與シ且ツ作業服ヲ貸付シ院内ニ宿泊セシム但自費生ト雖實習中ハ院内ニ宿泊セシムルコトアルヘシ

第十一條 生徒ハ總テ院内ノ規則ヲ遵守シ講師掛員看護婦長及產婆養成科產婆長ノ指揮ニ從フヘシ

第十二條 試問(學說及實地)ニ合格セル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第十二條ノ一 給費生ハ卒業後滿六ヶ月間新潟醫科大學ニ勤務スル

義理アルモノトス

第十三條 生徒ニシテ成業ノ見込ナキ者又ハ不都合ノ行爲アリタルトキハ退學ヲ命ス

第十四條 生徒ニシテ中途退學ヲナス者又ハ退學ヲ命セラレタル者ニハ其病情ニ依リ在學中給與シタル學資ノ全部又ハ其幾分ヲ返納セシムルコトアルヘシ

○新潟醫科大學圖書館規程

第一條 圖書館ハ本學所屬ノ圖書ヲ處理シ又ハ本學ニ委託セラレタル圖書ヲ保管スル所トス

第二條 圖書ノ出納ハ圖書館係員之ヲ掌ル

第三條 圖書館ニハ閱覽室ヲ設ケ醫學一般ニ涉ル圖書及數教室共用ノ圖書其他ヲ陳列保管ス

○新潟醫科大學圖書館規程

第四條 前條以外ノ圖書ハ之ヲ各教室内ニ置キ教授ヲシテ保管セシム

第五條 圖書館内ノ圖書ハ本學職員、研究科學生及專攻生ニ限り之ヲ借受ケ帶出スルコトヲ得

借受冊數ハ一名拾冊ヲ超過スルコトヲ得ス
借用者ハ轉職又ハ退職ノ際直チニ其圖書ヲ返納スヘシ

第六條 圖書ヲ借受ケ帶出セント欲スル者ハ所定ノ用紙ニ記入スルコトヲ要ス

第七條 圖書貸出期間ハ二十日以内トス

第八條 貸出圖書ハ期間内ト雖毎年七月一日ヨリ十日迄ニ一旦返納スヘシ

但必要アルトキハ臨時返戻ヲ要求スルコトアルヘシ

第九條 閱覽室ニ於テ圖書ヲ閱覽セント欲スル者ハ借覽票ニ記入シ

係員ニ出タシ閱覽終リタル圖書ハ直チニ之ヲ返付スヘシ
閱覽時間ハ時々之ヲ揭示ス

第十條 本學職員及學生以外ノ篤志研究者ニシテ圖書館内ノ圖書閱覽ヲ請フモノアル時ハ圖書館長ニ於テ許可ヲ與フルコトアルヘシ
但閱覽手續ハ前條ニ依ル

第十一條 圖書閱覽者ハ本規程ヲ遵守シ又室内ニ於ケル揭示事項及係員ノ指揮ニ從フヘキモノトス

第十二條 諸官廳、學校又ハ本學職員以外ノ者ヨリ圖書借受ノ照會アル際圖書館長ハ圖書館内ノ圖書ニ限り之ヲ許可スルコトアルヘシ
此際借用者ハ所要ノ圖書及借受期間(二十日)ヲ記入セシ借用證書ヲ圖書館ニ提出スルモノトス

第十三條 閱覽者又ハ借受者ニシテ其圖書ヲ紛失毀損又ハ汚染シタルトキハ同一圖書ヲ辨償セシム

但時宜ニヨリテハ代金ヲ以テ之ヲ辨償セシメ或ハ修繕費ヲ負擔セシムルコトアルヘシ

第十四條 各教室ニ保管セラルル圖書ヲ紛失毀損又ハ汚染シタル場合ハ保管者ヨリ始末書ヲ提出スルモノトス而シテ其事由ニヨリテハ前條ヲ適用スルコトアルヘシ

○新潟醫科大學獎學資金

第一條 本學々生及本學ニ於テ研究ニ從事スル者ニ對シテ獎學ノ爲メニ資金ヲ寄附セントスル者アルトキハ之ヲ許容スルコトアルヘシ

獎學資金ニハ寄附者ノ名義ヲ附スルコトヲ得

第二條 寄附ハソノ資金ニ對シ一定ノ條件ヲ附スルコトヲ得

第三條 寄附者ニ於テ一定ノ指定ヲ爲ササルトキハ教授會ノ議ヲ經

テ學長之レカ支辨ノ途ヲ定ム

第四條 貸費及給費ニ關スル細目ハ別ニ之ヲ定ム

○獎學資金

寄附者氏名	寄附年月日	寄附金額	目的
竹山 正男	大正七年十一月四日	一、〇〇〇〇〇〇	利子ヲ本學學生獎學ノ資ニ充ツヘキモノトス
長谷川 寛	大正九年十二月六日	一、〇〇〇〇〇〇	利子ヲ學術研究費ニ充ツヘキモノトス
入澤 達吉	大正十三年四月十一日	一、〇〇〇〇〇〇	利子ヲ獎學ノ資ニ充ツヘキモノトス

○新潟醫科大學學生

大正十五年七月末日現在(イロハ順)

(○印ハ陸軍衛生部依託學生
△印ハ海軍軍醫學生)

第 四 年 (二十二名)

- 今川 與曹 長野
- 今井 與六 長野
- 本間 敏男 新潟
- 友成 晃 静岡
- 小原 武一郎 新潟
- 小野 光仁 長野
- 若林 俊一 福島
- 渡邊 悌二 新潟
- 川田 達彌 新潟

○新潟醫科大學獎學資金

大學學生

吉田 誠一 新潟 高橋 健彦 群馬 高山市 松 新潟
 高山 登峯 夫 新潟 鎗居 修三 高知 齋藤 俊一郎 福島
 佐藤 泰 群馬 木村 兼三郎 青森 木村 省三 岡山
 三井 二郎 静岡 澁澤 庄治 群馬 清水 芹一郎 新潟
 神保 龜代 松 新潟

第三年 (四十七名)

今井 善六 長野 △早川 美智雄 香川 西村 慶造 山形
 西村 英一 青森 方 斗 翰 朝鮮 岡田 潤一郎 新潟
 樺澤 巖 新潟 加藤 錦士 山形 唐津 英作 新潟
 上村 忠雄 新潟 吉田 智恩 青森 田中 省人 富山
 高橋 秀夫 新潟 高橋 辰治 新潟 竹内 節之助 新潟
 奈良 太二郎 青森 中島 幸夫 山梨 中山 博 新潟
 村井 貞寬 山形 野崎 秀英 北海道 山口 亮 松 新潟

△山本 一郎 北海道 山田 義民 新潟 松井 好夫 群馬
 丸山 重雄 長野 福原 武 新潟 小林 鈴松 愛知
 小林 寅次郎 福島 安宅 洪芮 新潟 淺野 博 新潟
 新井 重美 長野 青池 茂 新潟 相蘇 潔 山形
 佐藤 惇 福島 三條 善郎 新潟 佐藤 千秋 新潟
 齋藤 謙 新潟 木谷 長信 石川 三浦 良雄 宮城
 水戸 尙二 新潟 水野 毅 新潟 宮澤 虎雄 鹿兒島
 島田 修二 新潟 霜鳥 重吾 新潟 樋口 要 新潟
 樋ノ浦 治一 新潟 瀬尾 貫二 兵庫

第二年 (七十名)

磯部 誠之助 北海道 伊藤 郁朗 岐阜 稻垣 虎三郎 埼玉
 ○井深 圭太郎 青森 ○池田 苗夫 滋賀 長谷川 一男 新潟
 長谷川 三男 新潟 林 勝潮 新潟 林 不二男 新潟

○新潟醫科大學學生

林省吾	埼玉	半田國胤	栃木	原道則	島根
本間博吉	東京	堀田猛雄	新潟	岡三郎	東京
鷺尾了諦	新潟	渡部金太郎	山形	叶多正敏	福島
龜森三津英	山形	龜澤清	鹿兒島	河路貞夫	新潟
金井武夫	岐阜	米地憲二	山形	吉田武司	新潟
田島十郎	長野	玉木三十八	新潟	堤捷平	新潟
都築和雄	東京	土屋久雄	静岡	南里杏二郎	福岡
成川忠明	神奈川	中島勇三	山梨	中澤威夫	長野
室橋博	新潟	栗原健二	新潟	工藤秀雄	山形
倉品克一郎	新潟	山下竹藏	青森	矢崎俊明	長野
山岸進	愛知	○谷島悟郎	茨城	△山口正	茨城
山口正志	山形	丸山和雄	新潟	馬島嘉範	佐賀
福井達雄	兵庫	小林敏彌	新潟	遠藤力	佐賀

第一一年

(六十一名)

榎連	新潟	△有賀進	長野	麻生誠	茨城
赤尾豹太	千葉	青柳浩	新潟	○笹森義郎	青森
齋藤順作	新潟	佐藤弘三	新潟	坂本彌太郎	長崎
酒井新平	長野	北村雄次郎	青森	三國龍門	新潟
白井勇	千葉	白石義男	茨城	平井喜雄	福岡
平嶋周七	鹿兒島	平田元吉	秋田	住木征助	新潟
杉立義行	兵庫	菅又脩	栃木	杉澤通吉	富山
鈴木直	新潟				
家田三郎	新潟	岩澤薰	新潟	伊關辰次	山形
花岡正長	長野	長谷川榮治	新潟	新妻浩	秋田
細野七郎	新潟	本間爲次	新潟	本間茂雄	新潟
鳥山清磨	長野	富田忠一	愛知	小川卯一郎	新潟

○新潟醫科大學學生

岡村正幸	新潟	奧田千秋	和歌山	渡邊要市	新潟
渡邊武	新潟	渡邊好雄	新潟	渡會次郎	愛知
片桐保	北海道	勝又武夫	新潟	吉川健太	新潟
吉田文雄	京都	吉田捷治	新潟	高橋權三郎	新潟
高橋道雄	新潟	田中宏	新潟	館野治	栃木
椿英一	千葉	塚田恒助	新潟	中村惠	東京
△武藤經世	新潟	村山信助	新潟	柳田武夫	栃木
山賀勇	新潟	前澤倦五	新潟	榊澤中	新潟
小池上春芳	新潟	小泉重政	秋田	小林謙司	新潟
阿部功	新潟	阿部良七	新潟	青木伸	茨城
相羽昭	愛知	藍原權次	新潟	會津龍平	新潟
齋藤由藏	宮城	佐藤雄三	山形	坂井松三郎	新潟
榮保	一大坂	榊後彫	静岡岡	目黒隆	新潟

○新潟醫科大學研究科學生

宮川二郎	青森	宮澤政榮	新潟	宮澤稔	新潟
宮坂六雄	長野	清水弟二	新潟	日野田碩三	新潟
正野捷	新潟	芹澤信一	千葉	關忠次	新潟
鈴木宏	新潟				

眼科學	陸軍二等軍醫	小川信五郎	新潟
內科學	石濱文鄉	兵庫	
病理解學	村松袈裟治	長野	
內科學	藥物學	丹羽七次郎	新潟
病理解學	陸軍一等軍醫	田中隆一	大阪
病理解學	海軍軍醫大尉	沓掛諒	新潟

○新潟醫科大學研究科學生

○新潟醫科大學專攻生

產科學 婦人科學 中村秀雄 新潟
 整形外科學 宮尾益一郎 新潟
 產科學 婦人科學 富田春英 愛知
 產科學 婦人科學 家田登美 新潟

○新潟醫科大學學生道府縣別人員

(大正十五年七月末日現在)

道府縣	道	府	縣	醫科大學
道	府	縣	醫科大學	學生
北海道	四	四	一	九二
東 京	一	一	二	四
大 阪	一	一	四	四
神 奈 川	一	一	四	四
兵 庫	三	一	五	二
道 府 縣	道	府	縣	醫科大學
道	府	縣	醫科大學	學生
栃 木	一	一	四	四
奈 良	一	一	一	一
三 重	一	一	一	一
愛 知	一	一	一	一
靜 岡	一	一	一	一
山 梨	一	一	一	一
道 府 縣	道	府	縣	醫科大學
道	府	縣	醫科大學	學生
福 岡	一	一	一	一
大 分	一	一	一	一
佐 賀	一	一	一	一
熊 本	一	一	一	一
宮 崎	一	一	一	一
鹿 兒 島	一	一	一	一
沖 繩	一	一	一	一
臺 灣	一	一	一	一
朝 鮮	一	一	一	一
總 計	1100			

○新潟醫科大學卒業生

大正十五年三月卒業 (十八名)

滋賀	一	富山	二
岐阜	二	鳥取	一
長野	一	島根	一
宮城	二	岡山	一
福島	五	廣島	一
岩手	一	山口	一
青森	九	和歌山	一
山形	一	德島	一
秋田	三	香川	一
福井	一	愛媛	一
石川	一	高知	一
滋賀	一	富山	二
福 岡	二	大 分	一
佐 賀	二	熊 本	一
宮 崎	一	鹿 兒 島	一
鹿 兒 島	三	沖 繩	一
沖 繩	一	臺 灣	一
臺 灣	一	朝 鮮	一
朝 鮮	一	總 計	1100

伊藤泰一 秋田 入澤 保 新潟 萩原 敏 茨城

○新潟醫科大學專攻生 學生道府縣別人員表 卒業生

- 星野 宏 新潟
- 沼田 昌彦 茨城
- 河邊 昌一 新潟
- 田中 小一 東京
- 中村 彦左工門 新潟
- 植木 吉英 新潟
- 國岡 恭一 福島
- 山上 爲次 富山
- 松林 清廣 山形
- 小林 榮太郎 新潟
- 金野 巖 岩手
- 澤井 淳 新潟
- 南 正夫 新潟
- 瀨 高德 榮 新潟
- 須賀 博 栃木

附 録

新潟醫科大學學友會會則

- 第一條 本會ハ會員相互ノ和親協力ニヨリ人格ノ高揚及体力ノ充實ヲ計リ以テ神聖自由ナル學風ヲ振興スルヲ目的トス
- 第二條 本會ハ新潟醫科大學々友會ト稱ス
- 第三條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス
 - 正 會 員 本學々生
 - 特別會員 本學教官事務官及藥局長
 - 贊助會員 助手、副手、藥劑師、事務員、本學卒業生

- 第四條 名譽會員 本會ニ緣故又ハ功勞アルモノニシテ役員ノ推薦ニヨルモノ
- 第五條 本學々生ハ凡テ本會正會員タル義務ヲ有ス
- 第五條 本會ニ左ノ各部ヲ置ク

- 文 藝 部
- 音 樂 部
- 辯 論 部
- 野 球 部
- 庭 球 部
- 水 泳 部
- 旅 行 部
- 陸上競技部
- 弓 道 部
- ス キ ー 部

- 第六條 本會ハ定期總會トシテ新舊會員面議會記念日祝賀會及卒業生送別會ヲ開催ス
- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 會 長
- 副 會 長

○新潟醫科大學學友會會則

部 長
幹 事
委 員
書 記

第八條 役員ノ選任方法ハ左ノ如シ

一、會長ニハ本學々長ヲ推薦ス

一、副會長ハ教授中ヨリ一名會長之ヲ囑託ス

一、部長ハ教官中ヨリ各部ノ推薦ニヨリ會長之ヲ囑託ス

但部長ハ兼任スルコトヲ得

一、幹事及各部委員ハ各級ヨリ互選ニヨリ一名ヅ、選出ス

但幹事及各部委員ハ兼任スルヲ得ス

一、書記ハ本學事務員中ヨリ會長之ヲ囑託ス

第九條 役員ノ職責ハ左ノ如シ

一、會長ハ本會ヲ總理ス

一、副會長ハ會長ヲ補佐ス

一、部長ハ當該部一切ノ部務ヲ管理ス

一、幹事ハ本會全般ニ渉ルヘキ事務ヲ處理ス

一、各部委員ハ當該部一切ノ部務ヲ處理ス

一、書記ハ庶務會計事務ニ從事ス

第十條 役員ノ任期ハ一ケ年(四月ヨリ翌年三月マテ)トシ毎年第三學期ノ始ニ於テ翌年度

役員ノ改選ヲナス

但新入會員ノ幹事ハ第一學期ニ於テ之ヲ選出ス

第十一條 毎年一回第三學期ニ於テ翌年度役員ハ翌年度ノ豫算其ノ他ニツキ議定ス

第十二條 役員會ハ臨時必要ニ際シ會長之ヲ開クコトヲ得

第十三條 役員會ハ會員ノ三分ノ二以上出席スルニアラサレハ之ヲ開クコトヲ得ス

第十四條 議決法ハ凡テ多數決トス

但可否同數ナル時ハ會長ノ意見ニ從フ

第十五條 本會ハ左ノ會費及寄附金ヲ以テ維持ス

一、特別會員ヨリハ毎年金若干ノ寄附ヲ仰クモノトス

一、正會員ノ會費ハ一ケ年金九圓トシ每學期授業料ト共ニ金三圓宛分納ス

一、贊助會員及名譽會員ヨリハ寄附ヲ仰クコトアルヘシ

一、正會員ハ入會ノ際入會費金拾圓ヲ納ムルモノトス

第十六條 領收シタル會費ハ如何ナル事情アルモ返付セス

第十七條 入會金ハ基本財産ニ之ヲ積立利子ハ之ヲ流用スルコトヲ得

第十八條 當該年度ニ於ケル豫算剩餘金ハ之ヲ基本金中ニ編入スルモノトス
但場合ニ依リ各部ハ當該年度ノ豫算剩餘金ヲ役員會ノ協賛ヲ經テ翌年度ニ於ケル其
部ノ豫算ニ編入スルコトヲ得

附 則

第一條 本會各部ノ細則ハ各部ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得
第二條 本會各部ハ各々其ノ記録ヲ作り各年毎ニ部長ヨリ會長ニ提出スルモノトス
第三條 現金ハ銀行當座預トナス故ニ仕拂ヲ要スルトキハ三日前ニ幹事ニ請求スヘシ
第四條 本會々則條項ノ増補削除ニ關シテハ必要ニ應シ役員會之ヲ決定ス

元新潟醫學專門學校及 卒業生
元新潟醫科大學附屬醫學專門部

元新潟醫學專門學校卒業生 自大正三年 六百八十九名
至大正十年

大正三年十一月卒業 (五十一名) ×印ハ死亡

- 中院 光 圓 新潟 高橋 正 一 郎 新潟 駒 形 勤 二 新潟
- 内田 三 千 太 郎 埼玉 ×岩 城 清 士 山 形 高 泉 正 暉 愛 媛

- 栗田 愛 之 助 東京 久 保 田 謙 二 新潟 永 井 彦 千 代 福 島
- 小 川 貞 雄 新潟 島 村 司 新潟 櫻 井 秀 三 郎 茨 城
- 眞 柄 董 新潟 矢 野 中 愛 媛 ×野 口 武 夫 鳥 取
- ×八 幡 準 平 長 野 小 林 久 雄 長 野 中 山 後 郎 新潟
- 木 村 德 宮 城 南 木 九 一 郎 新潟 星 野 智 四 郎 新潟
- 風 間 匡 憲 新潟 高 橋 亮 東 京 若 杉 阜 之 新 潟
- 宮 崎 惇 埼 玉 澤 井 潔 新 潟 ×宮 内 格 之 助 新 潟
- 新 堀 次 郎 埼 玉 杉 本 愿 道 滋 賀 守 谷 護 愛 媛
- 中 稻 武 彦 鹿 兒 島 川 田 憲 治 栃 木 宇 賀 山 亦 良 新 潟
- ×吉 田 光 利 富 山 横 山 多 三 雄 新 潟 小 川 弘 新 潟
- ×丸 田 耕 平 長 野 渡 邊 嘉 一 富 山 森 内 滋 大 阪
- 涌 井 留 吉 新潟 姉 崎 嘉 壽 衛 新潟 世 良 田 秀 夫 北 海 道
- 細 野 貞 新潟 山 田 政 敏 鳥 取 羽 生 孝 德 茨 城

○附 錄 舊 卒 業 生

兒玉 靜雄 鹿兒島 伊東 祐 神奈川 島井 英利 神奈川

大正四年九月卒業 (九十二名)

齋藤 龍太郎 山形 海老原 隆佐 茨城 鈴木 輝世 栃木

×武井 孝至 新潟 ×大森 千東 新潟 木村 清三 和歌山

松浦 翠 新潟 望月 周三 埼玉 丸山 鼎一 長野

藤卷 要之助 新潟 岡部 康喜 富山 酒井 寛 長野

吉村 文雄 和歌山 河合 清雄 岐阜 今井 文二 山梨

馬庭 繁 鹿兒島 草間 弘司 長野 角田 利作 栃木

原廣 治 佐賀 福田 信實 神奈川 ×山本 一太郎 茨城

本宮 五郎 新潟 中村 作次 茨城 長屋 浩 岐阜

古寺 入和 新潟 坂内 良策 新潟 安部 友喜 福島

×中東 虎之丞 新潟 奧 正行 和歌山 風間 美顯 山梨

小飯塚 博 新潟 荻原 茂 山梨 堀江 季虎 東京

星山 春雄 新潟 後藤 莊一郎 愛知 井田 潔 鳥取

×小池 省造 新潟 松尾 里治 長野 鈴木 近之助 福島

淺岡 三郎 北海道 江本 兵二 富山 ×中嶋 恒尾 長野

×知野 唱二 新潟 平田 泰群 馬長 井 勇 廣島

渡邊 修三 三重 林 振聲 臺灣 町田 實俊 鹿兒島

古川 完雄 佐賀 海老原 誠 茨城 西成 貞作 秋田

吉泉 耕治郎 山形 西村 正治 東京 滿谷 珠一 岡山

中込 勇 山梨 矢野 孟 愛媛 高野 勘藏 埼玉

上村 誠 一 東京 桑嶋 信義 福島 岩下 恭平 山梨

小野塚 彌 新潟 小林 武崎 玉村 上正人 三重

關口 廣司 長野 豐原 一郎 宮城 石川 武助 栃木

森川 政三 新潟 ×長沼 輶衛 新潟 ×玉懸 守約 岩手

米山 明愛知 三木 嘉吉 德島 ×前田 三爾 新潟

○附錄 舊卒業生

佐野文彦	福岡	齋藤	茂長野	×鈴木真作	埼玉
坂水尾五月	廣島	蓼川	曉	神奈川	上野
松井勝	新潟	安達島次	新潟	富安義雄	愛知
方波見忠雄	茨城	高山正	靱島根	寒川龜太郎	新潟
石塚止信	新潟	諸岡幸三郎	茨城	石原	憲島根
大野開八	埼玉	太田啓造	秋田	細野六郎	群馬
×後藤六郎	長野	伊藤松治	秋田	日下部	保山形
高橋喜藏	宮城	富山洪箕	新潟		
石黑芳雄	新潟	田中隆一	大阪	×菊地武男	新潟
山口正道	長野	根本	武千葉	杉本	豐松石川
沓掛	新潟	河邊康一	埼玉	岩間義定	山梨
久保田龜之進	新潟	中村平藏	埼玉	山崎	壽埼玉

大正五年五月卒業 (九十一名)

加藤正夫	三重	押田	淳	千葉	×江坂百衛	新潟
×木村操	新潟	×高橋素雅	埼玉	笹田正數	岡山	
×鈴木真平	福島	山田庄太郎	愛媛	五味淵秀一	栃木	
杉山忠夫	德島	莊	寛	埼玉	藁谷兵庫	福島
宮田直七	兵庫	鈴木庄一	福島	岩谷行正	秋田	
荒木磯次郎	島根	小西	銈	群馬	齋藤興助	山形
×淺野鎮一	愛知	竹之内辰四郎	新潟	×白井鏘二	三重	
齋藤虎之助	山梨	大島善平	栃木	吉川三郎	山形	
未盛	廣島	平山長藏	茨城	高橋賢爾	新潟	
西島	龍東京	鱒坂穂積	鹿兒島	畔上	貴千葉	
太田	齋埼玉	伊藤常一郎	三重	佐藤雄次郎	新潟	
櫻井宗吾	茨城	津島憲一	秋田	×北川	彌福井	
藤田傳衛	栃木	永澤	一新潟	梅田市	作東京	

○附錄 舊卒業生

×丸岡宗一郎 新潟 森 茂 重 長野 德原正種 福岡
 關 行 孝 茨城 ×菅原 臣 宮城 黒川 憲 新潟
 飯谷 虎雄 神奈川 大野 武司 茨城 坪谷 毅一 新潟
 日南田 麒鑿繁 富山 鳥羽 鏝一郎 長野 田中 稔郎 新潟
 西郡 省己 新潟 日下 龍治 三重 宮本 道夫 和歌山
 小倉 孝道 千葉 菊池 周藏 岩手 小林 茂吉 埼玉
 高崎 貞藏 茨城 新妻 幸之助 福島 齋 藤 弘 栃木
 山田 哲雄 大阪 小山 諒 宮城 ×中 矢 豐久 愛媛
 桑野 浩 新潟 田澤 德三 東京 米 良 槌 彌 宮崎
 入澤 謙策 新潟 賀島 友井 德島 堀 綱一 京都
 石川 三郎 栃木 深野 貞治 新潟 吹澤 龍一 福島
 金子 倭 軻 山口 山 川 融 岡山 倉澤 浩夫 長野
 遠山 昇 東京 揚 緒 州 壺 灣 市 村 浩 長野

×加藤義雄 新潟

大正六年五月卒業 (七十九名)

杏 掛 諒 新潟 佐々木 寛 埼玉 奥山 美雄 山形
 吉川 八郎 滋賀 山崎 良貞 長野 牛島 友記 富山
 佐藤 金一郎 秋田 宇井 邦一 和歌山 藤井 順泰 新潟
 藍澤 文藏 新潟 堀 三造 岐阜 鈴木 眞三 東京
 稻葉 周八 三重 澤田 賢一 和歌山 中林 久作 埼玉
 福島 守男 青森 金子 巖 群馬 鈴木 榮太郎 栃木
 寺 田 廉 静岡 長谷田 義平 富山 北 川 眞 福井
 田宮 高雄 新潟 ×一柳 慎一郎 長野 瀬尾 辰雄 新潟
 飯島 元治 神奈川 柳澤 賛治 長野 千葉 常雄 東京
 木島 作衛 新潟 大林 義男 愛知 ×小野 塚 進 新潟
 服部 己作 福島 長谷川 知雄 新潟 青柳 兼之介 茨城

○附錄 舊卒業生

齊藤	實	福島	平島	今朝	義宮	崎	嶋	崎	光	若	長	野							
豐田	昨	日	長	野	前	田	穰	愛	知	日	吉	長	十	郎	靜	岡			
赤羽	貞	一	長	野	山	口	操	福	島	水	野	玄	雄	靜	岡				
新井	尙	治	埼	玉	園	田	千	榮	北	海	道	寺	本	太	郎	市	和	歌	山
細田	周	治	長	野	野	崎	美	雄	新	潟	保	國	彦	鹿	兒	島			
大場	辰	之	充	茨	城	小	山	田	芳	雄	秋	田	岩	澤	鴻	二	郎	茨	城
佐藤	辰	雄	新	潟	福	井	德	應	新	潟	田	中	諒	雄	兵	庫			
別所	芳	之	助	東	京	福	本	威	兵	庫	松	本	健	作	高	知			
伊藤	淳	平	鳥	取	後	藤	一	群	馬	石	田	堅	香	川					
川原	塚	次	福	井	石	野	平	茨	城	渡	部	傳	三	郎	福	島			
太田	敬	三	東	京	武	田	一	福	島	早	坂	直	衛	宮	城				
原嶋	三	郎	茨	城	齋	藤	時	郎	秋	田	松	本	肇	長	野				
高橋	雅	雄	長	野	板	倉	信	二	長	野	黑	須	周	作	栃	木			

大正七年五月卒業 (八十二名)

×小出	善	次	東	京	渡	邊	朝	一	福	島	金	子	釣	長	野			
武田	正	己	東	京	×五十嵐	慎	吉	郎	新	潟	水	谷	真	二	長	野		
增子	柏	太	郎	新	潟													
金井	泉	長	野	櫻	井	虎	雄	群	馬	井	田	瑞	春	新	潟			
坂内	宴	次	福	島	富	所	三	郎	新	潟	小	川	安	二	郎	新	潟	
高橋	喜	一	栃	木	松	本	憲	正	埼	玉	赤	井	貞	一	新	潟		
×清	水	永	群	馬	葛	城	喜	一	石	川	松	本	秀	吉	埼	玉		
宮坂	英	一	長	野	久	須	美	震	一	新	潟	小	林	延	太	郎	三	重
橫田	清	富	山	梅	田	薰	東	京	矢	高	東	長	野					
樺澤	巽	新	潟	藤	田	近	二	福	島	×池	口	與	志	夫	兵	庫		
森儀	四	郎	佐	賀	根	岸	雄	三	埼	玉	岩	城	惠	伍	新	潟		
×芦	川	竹	造	東	京	花	澤	久	榮	新	潟	關	根	元	治	埼	玉	

丹羽七次郎	新潟	鎌田五郎	愛媛	大谷信雄	茨城
菊地秀三	山形	村松袈裟治	長野	不二崎愛之輔	新潟
×松浦孝壽	富山	三枝正孝	茨城	内田英富	埼玉
薄場武	宮城	岡田龍太	新潟	吉田末治	岐阜
三宅文雄	群馬	秋間右一	埼玉	古山信吉	新潟
野原愛治	埼玉	村田保夫	山口	山口正平	新潟
西藤至誠	滋賀	鈴木賢太郎	福島	×伊藤俊治	秋田
伊賀貞二	石川	高井正夫	群馬	長瀬津一郎	新潟
前田實	神奈川	山田杏作	廣島	芳賀晋	宮城
吉田賢吾	東京	小澤真	山梨	平野恒	埼玉
種市精市	岩手	鈴木京輔	千葉	藤本茂	奈良
木村敬治	新潟	淺見重規	新潟	應栖才	群馬
甲斐伊兵衛	宮崎	藤井安司	群馬	眞保敬三	新潟
				(舊姓青山)	

北條年光	岡山	西正中	石川	久保文保	群馬
張炎	煌臺灣	渡邊由松	千葉	前原義行	岡山
田中恒長	長野	稻葉健三	新潟	海老原久作	新潟
坂井清三	三重	和久惠吉	栃木	落合房二郎	茨城
笠原久次郎	新潟	林炳日	朝鮮	×細井政明	大分
小田孝次郎	和歌山				

大正八年五月卒業 (百六名)

古谷淳	茨城	×治糸右衛門	新潟	鈴木隆祐	岩手
梶谷鐵雄	新潟	齋藤時雄	福井	關守雄	長野
田邊稔香	愛媛	本間正人	宮城	土田哲太郎	秋田
中嶋宗貞	新潟	成田深雄	福島	北堀省吾	群馬
鈴木光家	東京	佐藤文一	秋田	原田三郎	山形
石田與吉	新潟	今井一郎	新潟	堀江正禮	秋田

○附錄 舊卒業生

柳川宗造	稻葉三喜雄	山代義雄	朝倉爲長	森和雄	藤森綠	齋藤働次郎	田淵平左衛門	中嶋義馬	平塚俊亮	椎谷三郎	田中耕太	六郷龍止
栃木	新潟	新潟	茨城	愛媛	長野	埼玉	鹿兒島	長野	神奈川	茨城	新潟	宮城
宮坂正秋	川原文作	中田四郎	桑名義廣	齋藤富次郎	井上浩	佐藤高紹	船山賢	高野良雄	上條癸	服部圭介	西山元	小林鐵也
長野	岩手	東京	茨城	新潟	新潟	長野	栃木	新潟	長野	岡山	福島	新潟
神田豐作	川名精一	渡邊正人	町田禾盛	枝並庄市	山田忠良	中山勝	岡本規矩太郎	大塚虎吉	長澤剛	田中詮	金子孟	小山正道
新潟	千葉	福島	群馬	新潟	新潟	東京	愛媛	静岡	埼玉	長野	新潟	長野

小川徹	嶋太郎	布施長三郎	金子正作	高橋敬三	原彬	岩崎敷馬	林澄瑩	三枝篤	×朝日最正	河村長衛	×伊野良雄	真鍋振治
東京	福島	新潟	栃木	新潟	新潟	新潟	臺灣	新潟	北海道	新潟	新潟	長野
×高橋幸蕃	飯田文夫	齋藤一雄	廣神伊藤	渡邊義孝	小林義達	一迫直人	長谷川濤	田口義業	近藤操	仁平寛義	岡田健茂	鎌田文材
富山	山梨	宮崎	群馬	福井	東京	宮城	新潟	秋田	群馬	栃木	高知	千葉
伊藤香	×野澤彦三郎	×佐々木庸夫	佐藤仙次	永岡富太郎	森	木村	佐々木善美	岡本孝	石塚英太	坪井清次郎	三浦嵩儀	青柳公
山口	北海道	岩手	新潟	奈良	千葉	宮城	埼玉	兵庫	茨城	新潟	福島	千葉

○附錄 舊卒業生

菅野勳 平宮城 紳原乙四郎 新潟 今川 勇 群馬
 川村直二 鹿兒島 神名川謙吾 宮城 瀧川浩一郎 長野
 安樂傳壽 鹿兒島 萩原 勝 北海道 ×本山美貞 新潟
 三浦 寛 千葉

大正九年五月卒業 (九十四名)

イロハ順

岩崎 進 栃木 岩城隆平 東京 家田正榮 東京
 伊藤政治 新潟 須藤清太郎 石川 ×石田一太郎 長野
 飯田勝助 山梨 星野憲藏 群馬 本田 潔 福島
 本多末雄 岩手 本間正雄 山形 富樫榮八 新潟
 豐浦博雄 神奈川 銅治 彝 新潟 千葉 勝 岩手
 太田常助 秋田 大竹郷三郎 新潟 大熊直俊 北海道
 大野長治 福島 押木四郎 新潟 大關孝市郎 新潟
 和田 修 三重 渡邊 新福島 河合省三 福井

狩谷慶喜 茨城 勝又敏彦 宮城 金子康隆 新潟
 吉積郁三郎 兵庫 高橋 恭 埼玉 高橋盛信 茨城
 ×孝橋清徳 兵庫 高瀬 伸 東京 田中七治 新潟
 ×相馬安塔次郎 青森 土屋忠良 長野 塚本恒夫 山形
 成田昌經 青森 中村 勝 長野 中村恭夫 千葉
 中野太熊 群馬 中澤正則 長野 南雲覺治 新潟
 室月 莊 岩手 上田實吉 長野 梅澤武雄 神奈川
 桑原健兒 新潟 山本善三郎 新潟 矢野章吾 静岡
 大和喜一郎 宮城 柳下磨磋起 北海道 柳瀬茂七 富山
 矢嶋秀雄 千葉 見坊秀雄 岩手 古河千代美 福島
 布施千代雄 山形 小岩井 齋 長野 小泉重憲 秋田
 小林岸次郎 栃木 古賀 定 福岡 小山榮吉 新潟
 小松原哲雄 神奈川 小嶋英之助 埼玉 小島元吉 新潟

○附 錄 舊卒業生

阿部	守	栃木	赤	羽	清	福島	阿久津	金市	栃木
秋山	學	栃木	澤	口	清	福島	佐藤	茂十郎	長野
×櫻井	元重	島根	笹	本修	三	秋田	入	澤	保
×目黑	正武	新潟	水	戸愛	助	宮城	三	輪德	定
三河	忠彦	大阪	皆	川島	二	東京	三	浦浩	友德
島田	桂	埼玉	澁	川敏	男	長野	下	井哲	二郎
×新保	章	新潟	新	谷利	吉	石川	廣	池文	吉
廣川	忍	新潟	平	澤益	吉	東京	師	剛四	郎
關	勇	栃木	菅	井正	雄	新潟	須	田秀	孝
杉浦	三郎	山梨	杉	山光	治	神奈川	鈴木	時之助	千葉
鈴木	直言	山梨							

大正十年五月卒業 (九十四名)

イロハ順

岩田 稔 新潟 市川 清治 埼玉 今井 義秀 秋田

今井	健明	宮城	石川	正男	茨城	石	黒忠	義	新潟
石	黒元	治愛	知	新	新潟	橋	本敬	三	福島
西村	定次郎	群馬	堀		山形	細	屋	研	新潟
×星	政之助	山形	本	田正	知	新	潟		
小原	正生	北海道	小	原哲	郎	岩	手	小	川榮
岡部	連	福島	岡	村三	郎	新	潟	小	黒信
若林	春治	新潟	渡	邊重	吉	新	潟	渡	邊策
梶井	豊明	山形	金	子	悟	新	潟	吉	田璋
吉田	眞夫	新潟	谷	畑	光	栃	木	高	橋米
高垣	久米	東京	高	井將	治	新	潟	田	澤多
田島	吉雄	群馬	平		進	宮	城	成	田貫
中村	眞金	栃木	長	井	宏	新	潟	中	山又
内田	至	神奈川	井	上正	朋	新	潟	大	川恭

○附録 舊卒業生

大塚憲治	鳥取	大丸晴吉	神奈川	×沓掛吉夫	新潟
柳澤三男	福島	矢口享一	千葉	山岸彌太郎	新潟
丸山良八	新潟	圓山嬉雄	岡山	×丸山汲治	長野
益子成德	茨城	藤岡秀彦	福島	布施德衛	新潟
小林忠治	山梨	小林	鉦岐阜	小松崎寬	茨城
近藤雅平	静岡	榎村瀧三	大阪	青木千尋	長野
安達茂登	一郎 新潟	荒木廣業	群馬	近江武夫	秋田
齋藤巖二	新潟	齋藤五一	山形	齋藤精一	福島
佐藤榮	栃木	×酒井文雄	長野	坂本半次	埼玉
真田寬	新潟	佐藤不二夫	茨城	佐久間龍吉	東京
佐久間太	山形	佐瀨	勇 千葉	三條英一	新潟
×吉川民雄	宮城	木村義一	神奈川	三國吉松	新潟
深山浩一	千葉	三角貞義	埼玉	篠田壽	青森

島津賢六	新潟	式場隆三郎	新潟	清水義介	長野
霜鳥喜逸	新潟	新海健	山梨	廣川護	新潟
廣田謙次郎	新潟	平石磐	山形	森仁司	埼玉
鈴木一多	茨城	×鈴木友次郎	山形	鈴木幸司	愛知
×鈴木廣達	山形				

元新潟醫科大學附屬醫學專門部卒業生
 大正十一年五月卒業 (九十三名)
 自大正十一年 二百七十五名
 至大正十三年

イロハ順

伊藤泰一	秋田	糸井辨藏	栃木	五十嵐菊雄	新潟
五十嵐弘	新潟	伊積政雄	新潟	稻見光	栃木
今牧甲子男	長野	池田泰治	新潟	石田忠治	福島
芳賀由男	青森	×橋田永郷	福島	橋本勝	新潟
西卷精逸	新潟	洞口周一郎	宮城	星加嘉明	愛媛

○附錄 舊卒業生

小川熊雄	秋田	小川正三	宮城	岡本光正	高知
小野恒雄	福島	小野勇二	山梨	尾上國雄	鹿兒島
若月忠一	新潟	若名東一	千葉	渡邊勳	山梨
×和氣勳	栃木	川島武夫	茨城	加藤錦吾	山形
加藤信次	愛知	唐澤武德	長野	×上坂辰雄	新潟
吉田民人	鳥取	高橋俊夫	宮城	高橋直彌	宮城
高橋重信	茨城	田中博愛	兵庫	田中稔	長崎
田中修二	新潟	田口精二	福島	玉井純	栃木
竹内健一郎	長野	瀧田巖	岩手	田代秋策	新潟
塚谷政一	石川	常松武雄	島根	中川兼良	新潟
中山富雄	新潟	中込亥之助	山梨	中島勝美	長野
中嶋榮真	福島	大石喜代二	新潟	大峽兵助	長野
大木菊次	栃木	桑山高俊	新潟	山崎忍	新潟

矢吹文彌	福島	真船國伊	福島	真嶋衛	新潟
藤原一秋	秋田	藤田晃一	新潟	小林政	茨城
小林蕃義	福島	小沼麗二	埼玉	古田幸三郎	新潟
古城萬壽夫	大分	小島原將三	福島	×粟飯原巖	千葉
相澤憲雄	新潟	淡島男四	群馬	中山九二	新潟
青山京群	馬	青山文雄	福井	青木孝一	神奈川
赤川春水	岩手	齋藤俊治	長野	齋藤虎二	新潟
佐藤政男	宮城	佐藤正男	新潟	佐藤憲太郎	秋田
佐藤秋義	大分	里見國治	栃木	坂本基兄	新潟
佐野繁	岐阜	木戸幾久	男 埼玉	吉川杏一郎	新潟
菊地慶助	福島	君島龍藏	秋田	木平忠夫	三重
金城順綱	沖繩	宮坂茂助	長野	澁川重治朗	新潟
本山茂	新潟	須賀博	栃木	鈴木定藏	福島

○附錄 舊卒業生

大正十二年三月卒業

(百名)

イロハ順

飯島庄右工門	千葉	伊藤	榮三重	伊藤遷三	岩手
伊藤英治	新潟	伊藤	聰宮城	伊豫鐵臣	石川
今井義雄	新潟	岩間重通	東京	石谷九左工門	兵庫
石塚茂男	新潟	石本義太郎	新潟	萩原六郎	長野
春山正一郎	埼玉	庭山正直	新潟	堀亮之助	新潟
堀隼人	新潟	北條和達	新潟	遠山昇	福島
登坂祿藏	新潟	奈良米吉	群馬	大橋達一	新潟
大平武男	福島	沖田重光	佐賀	渡邊達郎	秋田
渡邊福明	山梨	渡部義夫	福島	若林俊一	福島
鹿嶋五郎	新潟	上條壽雄	長野	勝井乾四郎	新潟
釜井功	栃木	河越逸雄	福島	鏡邦晴	神奈川
鎌田泰壽	福島	金田肇	新潟	竹田次郎	山形

高橋喬吾	宮城	高田	武鳥取	田中藤一	長野
田村義一郎	茨城	塚原隆二	栃木	塚田武男	長野
×長山勇次	埼玉	長橋之恭	新潟	成田勇次郎	群馬
村山佐太郎	長野	×村山信繁	高知	村上隆德	香川
内海治市	新潟	岡本重治	山形	岡安直治	埼玉
小倉茂雄	新潟	小原澤	群馬	尾崎一房	大阪
葛野周一	愛知	桑嶋	勉山形	山田信保	福井
山田幸内	新潟	山岸悌吉	新潟	前田清美	福島
増田良明	茨城	丸山豊吉	新潟	×松本正道	宮城
福田宗雄	群馬	福田義雄	熊本	小林俊秀	大阪
小森谷美都二	茨城	小嶋	俊新潟	小岩井宗忠	長野
甲田彌知夫	長野	遠藤	浩山形	遠藤博	新潟
有賀淳三郎	長野	青村鐵太郎	青森	安藤卓也	宮崎

○附錄 舊卒業生

安藤良次郎	宮城	安澤龍詮	新潟	有馬一雄	大阪
佐藤慎治	新潟	佐藤佐與	福島	佐藤博	福島
佐々木秋夫	群馬	齋藤俊夫	青森	齋藤正雄	新潟
齋藤豐治	山形	酒井一朗	東京	北原岩男	長野
北澤義東	長野	遊佐昇	宮城	湯本眞佐男	長野
宮嶋巖	長野	宮崎金吾	新潟	×皆川英信	新潟
皆川廣文	福井	鹽田貢	栃木	白井良榮	新潟
樋口政衛	長野	門馬清直	福島	鈴木藤十	福島
鈴木熙	福島				
飯田卓男	茨城	飯野覺	山梨	伊東秀雄	福島
今井定治郎	長野	池田義治	新潟	石橋無事	大阪
石川齊	新潟	島野規矩平	新潟	濱野次郎	埼玉

大正十三年三月卒業 (八十三名)

イロハ順

西村嘉成	長野	西内泰藏	福島	洞口茂	宮城
本庄英雄	兵庫	土橋彰	長野	外山輝昌	長野
岡崎俊彰	茨城	小川昶郎	大分	×尾立維信	大分
湧井豐平	新潟	鷺澤顯良	新潟	×和田弘一郎	新潟
加藤清吾	福島	河邊正男	山口	川上文雄	長野
桂重悌	新潟	影山武雄	徳島	神尾知	福島
柏瀬茂	栃木	田原正人	長野	種市精志	岩手
田中達男	東京	田村弘造	新潟	竹村太郎	秋田
竹内堅吉	群馬	竹内慎治	新潟	高橋亮之助	北海道
辻治之	長崎	成田彦榮	青森	永田彦四郎	滋賀
村林莊平	東京	植杉守之助	兵庫	井上清文	福島
小林元茂	宮城	大野徹	埼玉	大久保文之助	秋田
大山通郎	茨城	窪田和夫	長野	山田保定	福井

○附録 舊卒業生

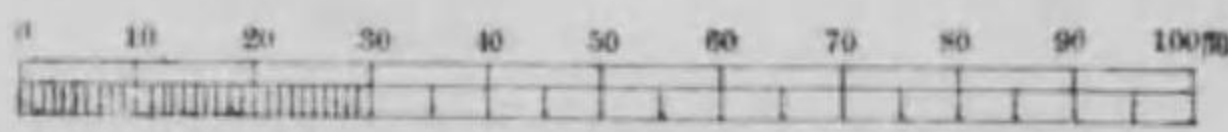
山崎一雄	千葉	山本敬一	宮城	矢嶋富	新潟
松平基壽	岐阜	松嶋秀雄	東京	牧野内良	長野
増田喬千葉	福村亮藏	三重	藤村東夫	埼玉	
小林寅次郎	福島	小林季繁	長野	海老澤幹	茨城
安宅博惠	新潟	青柳繁	長野	青木要	栃木
姉齒房雄	宮城	里見勘四郎	宮城	相良敏三	栃木
五月女善四郎	栃木	佐瀬恒夫	福島	鬼怒川親孝	宮城
北榮琦玉	北澤克郎	長野	菊池三通男	山形	
三村良美	長野	深山陽	千葉	宮城正治	福島
嶋田豊次郎	北海道	×嶋津武男	北海道	澁川真人	新潟
下田伯一	宮城	關谷榮三郎	新潟	須藤愨	岩手
杉山増造	岐阜				

一分百四千二尺縮



例 凡

	石	桑	土	煉	建築中	現在
	垣	堤	堤	塀	塀	塀



三萬五千二百三十五畝 敷地總數
九千三百三十三畝四寸 敷地建物現在

(大正十五年) 新潟醫科大學平面圖



山本	松平基壽	增田喬千	小林寅次郎	安宅博惠	姉齒房雄	五月女善四郎	北榮	三村良美	嶋田豊次郎	下田伯一	關谷榮三郎	須藤
山本	嶋秀雄	福村亮藏	小林季繁	青柳繁	里見勘四郎	佐瀬恒夫	北澤克郎	深山陽	嶋津武男	新島	新島	岩手
富山	松嶋秀雄	藤村東	海老澤幹	青木要	相良敏三	鬼怒川親孝	菊池三通男	宮城正治	澁川真人	新島	新島	岩手
新潟	牧野内	藤村東	海老澤幹	青木要	相良敏三	鬼怒川親孝	菊池三通男	宮城正治	澁川真人	新島	新島	岩手

大正十五年八月十五日印刷
大正十五年八月二十日發行

編纂兼
發行者 新潟醫科大學

印刷者 高橋ルイ
新潟市東堀前通九番町

印刷所 高橋活版所
新潟市東堀前通九番町

207
別庫
8

終

